

第 109 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和 2 年 8 月 6 日（木） 10：38～16：40

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔規制改革推進会議〕 岩下直行参考人、南雲岳彦参考人

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室長、加藤主税内閣府地方分権改革推進室参事官、水本内閣府地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、近藤貴幸内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和 2 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 11：小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し（厚生労働省）>

（厚生労働省）今週も介護給付費分科会（以下「分科会」という。）を開き、小規模多機能型居宅介護（以下「小多機」という。）の事業者団体から意見を聴いたところ、定員については、地域に密着して利用者と顔の見える付き合いをしていくためにも、小規模という水準の 29 人を堅持することが重要である。登録定員や利用定員の増加は小多機の大規模化を招き、一人一人の暮らしぶりを把握しにくくするもので、柔軟さを欠いてしまうため反対であるとの意見が出された。これまでも、この点については過去の分科会でも議論しており、そうしたことも踏まえて対応していく必要があると考えている。

（高橋部会長）どういう脈絡で御意見を出されたのか分からないので、分かる形で事務局に御提示いただきたい。

サテライトで対応できるという話だが、資料の 3 ページにおいては同一建物や同一敷地内は不可と書いてある。そういった意味では、新しく土地建物を取得してサテライトをつくらなければいけないということでもかなり負担が大きい。今回の話はそういう話ではなく、一時的に定員の上限をオーバーしたときに、基本的にはそれを認めてもらいたいという提案なので緩和することは必要ではないか。

（厚生労働省）地域で包括的なケアをするという中で、大規模かそうでないかが介護保険の世界ではメルクマールになっており、30 人以上を大規模と捉えている。30 人を超えることは介護保険の仕組みの中でも少しイレギュラーである。

他方、部会長から御指摘があったように、少し定員をオーバーするような場合に、これまでは介護報酬を減算する仕組みを設けていたが、一時的に定員をオーバーする場合に限り、減算を行わないこととしてはどうかという点を分科会で審議をしているところである。

（高橋部会長）全国的な、平均的な意見はそうかもしれない。しかしながら、地域の実情に応じて状況は違い得るので、そういう平均的な意見があったとしても、減算をしない措置を実現すべきではないか。

（厚生労働省）そこは昨年からの宿題にもなっており、分科会にも論点として提示して、議論を進めているところである。今回の地方分権のスケジュール感に合うように結論を得て対応していきたい。

（大橋部会長代理）今、口頭で事業者団体の御意見を紹介いただいたのは、全国的な団体の一般的な見解としてはあるのかもしれない。他方、こちら側がやっているのは、全国のこれを担っている地方公共団体の方が現場でどう見ているかという観点からであり、決して平均値ではなく、地域差を前提にした運用状況をベースにしているわけである。

これが鳥取県だけから出ている提案であれば、鳥取県の特殊事情という気はするが、例年、しかも追加共同提案団体があるような形で出ているということは、地域で担っている方からするとここが足かせになっているという事情があるのだと考える。

厚生労働省が行った令和元年の介護事業経営概況調査結果等を見ると、収支差率で半数の事業所が赤字になっており決して経営状況が楽ではない。しかも、財政能力がない地方公共団体で、非常に人気で需要が多いと

いうことを現場が感じているときに、従うべき基準だと全く動かないという形になる。29人か30人が一つのメルクマールであることは分かるが、そこを少しも動かさないような仕組みにしか今はなっていないので、何とかしてもらいたいというときに、全国の事業者が平均値としてこう思っているというのは、この人たちにとっては一般的な見解を被せられるだけで、全然実感がなく、提案に対しての答えにもならないと考える。

したがって、地域的な状況や過疎等の条件をつけるなど、利用条件も検討するべきではないか。最初は認知症の方などを主な対象に始まったサービスだが、今はかなり軽度の方も利用していて利用者数も多い。軽度の方が多く来るので経営状況は今言ったような状況になっているが、中心的な事業として拡大していて、需要が多く人気のある施策なので、全国で維持できるように地域への目配りはしていただきたいところである。そのときに、29人は全く動かないというのではなく、何か条件を出していただき、こういう条件であれば要望を認められるという条件面の折衝をやらないと、小規模は何かなどという哲学論争では考えは人それぞれである。問題の所在ははっきり出ているので、幾つかアイデアを出していただけないか。

(厚生労働省) 我々も、小多機は非常にニーズも高く、拡大させていきたいと考えている。団体の意見もびた一文やらないというつもりで御紹介したわけでは全くない。報酬減算の取りやめを議論する中で、措置を講ずる場合に対象地域や条件、期間をどうするかを含めて分科会で議論しており、年末に向けてこの点はきちんと議論していきたい。また、部会長や代理からいただいた意見も十分に踏まえて考えていきたい。

(高橋部会長代理) これだけニーズを掴んで、現場で実績が上がっているのに、背中を押すような形でやらないと非常にもったいない。理念は理念として、例外の在り方を少し考えていただきたい。

(厚生労働省) 承知した。

(伊藤構成員) 報酬減算を一定期間行わないことについては、令和元年の提案募集の対応方針を踏まえて御対応いただいているということだが、その提案が措置されたとしてもあくまで一定期間のものである。今回の提案は、過疎や人口減少が進んでいる地域の事業者の恒常的に厳しい経営状況の改善には必ずしもつながらない可能性があるということでも出てきたものである。違うフェーズでこの問題について改めて提案が出ているものであり、一定期間で一定条件をつけてということでも御対応いただくだけでは、条件に合致しないような事情を抱えている自治体から、抜本的に制度を見直してほしいという意見が出てくるということは今後も予想される。従うべき基準を参酌基準化するハードルは高いと思うが、そういった地方の切実な声を改めて認識して御対応いただけないか。

(厚生労働省) 一定条件や一定期間を具体的にどうするかはメルクマールの結論もまだ出ていない。伊藤構成員から御指摘があったように、議論をしていることを分かった上で、こういう提案が出ているという点も含めて分科会で議論していきたい。

(高橋部会長) 他のサービスの定員は全て標準で、小規模の特殊性から従うべき基準にしていると思われるが、小規模だということも概念的に、このぐらいのものが小規模であるというある種の指標で示せば、それでピン留めができるのではないか。あえて従うべき基準にしなければいけない必然性が、私ども、特に地方公共団体には理解し難いので、そこはしっかりそういう意見も踏まえていただきたいがどうか。

(厚生労働省) 今の部会長の御指摘は、従うべき基準、標準と参酌すべき基準というのがある中で、従うべき基準ではなくて標準などでもいいのではないかとということか。承知した。そういう点も含めて議論したい。

(勢一構成員) 御検討いただけるということで、ぜひお願いしたい。

資料6ページの図で、サテライト型の施設が都市部に限らず全国にあるということをお示ししていただいている趣旨は、サテライト型で対応できないかという御提案だと思う。ただ、これは都道府県単位の数なので、都道府県の中でも地域によって状況は随分異なる。都市部といっても三大都市圏のようなイメージとは違うので、都道府県ごとだけでなく、各地域の中の環境の違いも考えていただく必要がある。

現時点では、ニーズがかなり多い状況にあるが、人口減少の傾向が進んでおり、将来的にこのニーズが維持されるかも地域によって随分違うと思われる。人口減少のピークに差しかかっているところと、今後差しかかってくるところで各地域の中でのニーズの出方、ニーズの減り方も変わってくる。地域の実情が違う中で、地域において柔軟に考えていく仕組みが必要ではないか。従うべき基準ではない形で御対応いただくことは、一つ大きな考え方だと思うのでよろしくお願いしたい。

(厚生労働省) 承知した。

(高橋部会長) 事業者団体に全国平均のことを聞くだけではなく、過疎の困っている団体の意見も直に聴いて議論していただいたほうがよいと考える。今、分科会で検討されているということなので、それを踏まえて2次

ヒアリングまでに御作業いただければありがたい。

(厚生労働省) 事務局の方とも相談しながら、スケジュール感を持って対応したい。

<通番12：訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 2.5人でなければいけない根拠は。

(厚生労働省) 複数が必要だろうと考えている。365日24時間体制を取っておかなければいけないということで、全国で見ると5人ぐらいが平均になっているところであり、2.5人を従うべき基準として維持していくべきと考えている。

(高橋部会長) 今の話だと、常時複数いることにすべきであるという参酌すべき基準にするのでは駄目なのか。

(厚生労働省) それだと参酌すべき基準にはならない。また、やはり医療に結びつくものであるため、従うべき基準として整理しておくべきと考えている。

(大橋部会長代理) 複数を維持していくという点について否定する趣旨ではないが、2.5が従うべき基準という、非常に厳格な基準ということになると、2.5に触れたら一発アウトとなってしまう。鳥取県の場合には、これで休止とか廃止という手続を取っているような事業が4事業ある。2.5に触れた瞬間に直ちにやめなければいけないことで委縮効果を与えてしまっているというのが実情である。経営者は2.5よりもちょっと余裕を持つであろうから、平均値を取れば希望に沿うような数字は出てくると思うが、そこは実情とは違う気がする。「複数必要」というのが2.5人という基準の根拠だとすれば、それを下回ると休止・廃止という扱いは厳格過ぎないか。特例の指定地域の表を見ると、人口が少なくサービス利用者の確保が難しい鳥取県でさえも、一部の町村しか入っていない。それほど厳しいことを要求するのであれば、それなりの合理性が必要だと思うが、先ほどの根拠の説明だと漠とした感じがするので、少し柔軟な扱いができないかという印象をもつ。

(厚生労働省) 全国レベルの話になるが、きちんとした体制を整えるという観点から、むしろ看護職員の数は近年増加傾向になっており、ぎりぎり経営するというよりはむしろ超過の傾向にあるため、やはり2.5人というのは最低の基準と考えている。

(大橋部会長代理) 全国を見ての増加というのは、先ほどと同じ議論である。鳥取県のこのエリアを見たときに増加しているのであればよいが、そういう状況にはないのだと思う。鳥取県からは休止や廃止というのが実際の数字で出てきている。全国ではどれくらいあるかというのは把握しているか。この基準が理由になって、そういうマイナスの委縮効果を与えているのはどれくらいあるか。それを視野に入れても2.5が重要なのだというのであれば、そのように主張してもらいたい、いかがか。

(厚生労働省) 2.5を下回ったために経営できなくなったというのが全国でどれくらいあるかは、把握していない。

(大橋部会長代理) その把握が必要であることに加えて、特例の過疎地域については、自治体の中を部分的に指定しており、鳥取県では1つの町村のエリアで3つか4つのみである。人口が少ない県でもそのような扱いになっているということは、1つの自治体の中にもあまりにも手を入れ過ぎであり、首長が自らの手でこのサービスや福祉を展開していくのは無理なのではないか。一般的に中山間地域で苦労していると考えられる地域を指定してほしいが、その場合に、今言ったようなエリアや数字を把握していないのであれば、何を根拠にこのようにしているのか分からないところがあるため、エリアの問題も考えてもらいたい。

(厚生労働省) 過疎地と言われるような離島や中山間地域を個別具体的に厚生労働省の判断でしているのではなく、一定の法律に基づいて指定されているような地域を引用する形にしており、離島振興法により指定された地域や、山村振興法により指定された振興山村を対象にしている。そうした面で少し凸凹があるとは思いますが、ほかの行政サービスなども連動する形での指定になっている。

(大橋部会長代理) 今言われたエリアは文句なしで指定されるのだと思うが、今議題になっている、訪問看護ステーションのサービスを行っていく上で支障を感じているエリアや、先ほどの休止・廃止の実情を把握した上でエリアを考える必要があるのではないか。

(厚生労働省) 繰り返しになるが、利用者が安心できる体制という観点と、きちんとした対応ができる体制という観点で、先ほど申し上げた東日本大震災の特例などのときも議論されて、そのときも、まだ特例が必要だという意見もちろんあった中ではあるが、そうした特殊事情を踏まえた上でも2.5人は必要だという結論となった。むしろ、責任ある体制としては2.5人では少ないというような意見もあり、そうした中で現行水準を維持しているところであるため、この点はきちんと従うべき基準として維持したいと考えている。

(大橋部会長代理) 東日本大震災のときには、東日本の広いエリア、大都市、中山間地も含めて広く被災して、そのところの特例であるため、結局一般的な制度をどうするかという議論とほとんど相違ない。今話をしているのはそのようなエリアではなく、特別な地域的特色を備えたエリアについての制度をどうするかという話であるため、大震災の特例維持の話とここが直結するとは思えない。

(厚生労働省) 大震災のときもエリアも徐々に限定はしていった。責任ある体制と利用者が安心できるという両方の観点から考えていくことが必要だということを申し上げている。

(勢一構成員) 先ほどから2.5は譲れないという趣旨を何回も伺っているが、今回の提案は従うべき基準では対応できないので、それを参酌化してほしいというのがメインの提案。なぜ従うべき基準を維持しなければいけないのかということ、なぜ2.5でなければいけないのかということ、エビデンスを含めてしっかり示してもらえないと、自治体としては納得できない。その上で、東日本大震災のときの特例についての議論があり、いろいろな意見が出たという説明が今あったが、そういうところで出た声を、今回出た提案の部分と引き合わせて考えていく必要もあるのではないかと。毎年のように豪雨災害が起り、各地で人命に関わるような災害も起きている中で、すぐにこのようなサービスを再開することができない事情も、地域によっては出てくる。そのような部分についても、継続的に対応ができるよう、各地域の実情を拾うような基準を考えるというのが望ましい時代になっているのではないかと思うため、ぜひ検討をお願いしたい。

(厚生労働省) 事務局を通じて地域ともいろいろと相談しながら、考えていきたい。

<通番 13：ICT 等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和（厚生労働省）>

(高橋部会長) 最低基準が3：1である以上、3：1を目指すというのは施設側からすると非現実的な話ではないか。余裕を持って人員配置せざるを得ないとすると、ICTを導入した施設で人員配置が2.8：1となっていることは既にぎりぎりであり、きちんと分析をして基準の緩和を検討する状況ではないか。

(厚生労働省) 3：1を超えてしまうので、2.8：1で止めているのではないかと趣旨か。

(高橋部会長) そのとおりである。

(厚生労働省) 我々の認識としては、今申し上げたような団体でも、この数年かけて積極的にICT化に取り組んで割合が徐々に上がってきているので、2.8：1で止めているという認識はない。

(高橋部会長) 施設としては、そういう状況で基準違反にならないよう人員調整をしているのではないかと。

(厚生労働省) 我々としては、3：1を目指して取り組んでいただいている中で、こういう数字が出ていると考えており、人員調整をしているという認識はない。要介護の状況や程度等を見ながら、きちんと体制を整える中で、こういう水準になっていると考えている。

(高橋部会長) 政府全体の方針として、規制改革実施計画でICTの活用で大胆に世の中を変えていくことが令和2年度措置になっている。ICTを先端的に整備した施設は基準を緩和することについて、基準作成を令和2年度内に行うべきではないか。

(厚生労働省) 夜間の職員配置について、人員の基準を緩めて加算を算定できるようするなど後押しはしている。ただ、3：1という点については、いま取り組んでいるICT化の取組などでエビデンスを見て検討していきたい。人員基準なので、そのように考えているところである。

(高橋部会長) 報酬のところを考えているという話か。

(厚生労働省) 平成30年度の介護報酬改定で少し夜間の基準を緩めて、手当てはしているところである。

(高橋部会長) 人員基準とはまた別なのか。

(厚生労働省) 人員基準とはまた別である。介護報酬で夜間職員配置加算の要件を緩めるというものである。

例えば、見守りセンサー等を使用すれば、介護職員の手間が少し省けて効率化が図られる。負担も軽減されるということでの促進策は打っているところである。

(高橋部会長) これが令和2年度対応だということか。

(厚生労働省) 平成30年の報酬改定のときにやったものである。

(高橋部会長) では、この規制改革実施計画の中で言われていることは、どのように対応する予定なのか。

(厚生労働省) 今年、次期報酬改定に向けての社会保障審議会介護給付費分科会（以下、「分科会」という。）で議論を行っており、介護ロボットの導入等による介護業務の効率化や負荷軽減効果も含めて、検討材料を得

た上で検討していきたい。

(高橋部会長) 経済財政運営と改革の基本方針 2020 では、人員配置の見直しも含めてと書いてある。報酬だけではなく、人員基準そのものも ICT の活用の中に組み込んでいく方向で考えるべきではないか。

(厚生労働省) いま取り組んでいることも踏まえて、人員基準も含めて報酬改定の議論の中で検討していきたい。

(高橋部会長) 人員配置については、検討していただく余地があるということか。

(厚生労働省) そのとおりである。

(大橋部会長代理) 3 : 1 の人員基準を満たすことができないと指定の更新ができず、規模の縮小や廃業をしなければならなくなると思われるが実情は把握しているのか。

(厚生労働省) 実情としては 3 : 1 ではなく、例えば 2 : 1 など、より手厚く配置されているので人員基準上は何ら問題ないところである。

(大橋部会長代理) 人員に余裕があるところは何ら問題ないが、この提案は人員に余裕がないから出ているので、このような自治体の存在をどれくらい把握しているのか。基準を満たして自分の手元に来ているものだけを見て、3 : 1 に収まっていると言っても当たり前の話なので、そのところを見ていただきたい。

ICT の活用については、いまは介護人材不足で人を確保することができないため、指定更新をしなかったり、廃業や規模を縮小したりという形で事業自体の規模が小さくなる。そうすると、既に赤字の業界になっているので、ますます ICT は導入できず、人手で全部やらなければいけなくなる。しかし、人はいないということで、マイナスのスパイラルをずっと下っている形であると考える。

政府の方針で人員の部分は ICT を考えるように言っているのも、人が足りないところについては、ICT を入れることによって補完や代替が利くことから、ICT で代替して埋めることで今までできなかった事業の規模が拡大されるからである。規模が拡大すると収益や効率も出て、働く人のモチベーションも上がり、ICT の度合いも一層進んで事業規模もさらに拡大するというプラスのスパイラルを描いているのが政府の方針だと考える。

今回の提案は ICT に着目して、今まで堅かった人員基準の補完や補充ということを考えてもらいたいということなので政府の方針にも合っている。今の基準をぎりぎりやって、その先の ICT というのは不十分で、現在のやり方では、こういう地域については衰退していくと思われる。人員基準と報酬を両方セットで検討していただきたいということだと思うが、そのような検討はしていないのか。単に報酬を上げるというだけではインセンティブは弱いと思われる。人員基準の代替を認めなければ活性化しないと思われるが、その部分の誘導は考えていないのか。

(厚生労働省) 人員基準というのは、事業を行う上での最低限守らなければいけない基準である。翻して、別に報酬という形で加算をつけて、頑張ったところに対してインセンティブをつけている。

実情として、現場の中ではなかなか 3 : 1 も厳しいというところもあるので、まずは、平成 30 年度に加算という形でインセンティブをつけたところである。次の報酬改定に向けて、人員基準あるいは報酬改定の両面から、実証結果を踏まえながら、どういう形でインセンティブが図られるかを今後検討していくところである。

(高橋部会長) 当然、人員基準も検討するということか。

(厚生労働省) そこは含めてであるが、現場の実態や実証の結果といったところも踏まえてという部分もあるので、その中で検討していくことになると思う。

(高橋部会長) 政府の方針に基づいて実施してきていることであり、人に代わり得る ICT 技術の確立をそれぞれの所管で考えていかなければいけない時代である。過疎や人が確保できない地域で、とサービスを提供するためには、人員基準のところも抜本的に踏み込んで検討していただくことがこの時代の要請だと考える。金銭のインセンティブだけではなく、基準のところも手を入れていただきたい。この議論はいつまでに御検討いただけるのか。

(厚生労働省) 介護報酬の議論はこの年末に向けて分科会で議論していくので、その中できちんとタイミング、スケジュール感が合うように検討していきたい。

(高橋部会長) 介護報酬の検討の中で、人員基準も含めてぜひ切り込んでいただければありがたい。何とぞよろしくお願ひしたい。

<通番 16 : 乳がんの集団検診 (マンモグラフィ) における医師の立会いを不要とする見直し (厚生労働省) >

(高橋部会長) 前向きに検討していただけるということでも有り難い。いつまでにこういった形で議論して、結論

を出していただけるか。

(厚生労働省) 働き方改革の取組とも並行して行いたいと考えているが、基本的には年度内には一定の検討を進めたいと考えている。

(高橋部会長) 承知した。そちらの事情もあると思うが、我々としてはなるべく年内に結論を示していただくと有り難い。

放射線の安全性と言われたが、それは胸部エックス線でも同じではないか。マンモグラフィと胸部エックス線で、放射線の安全性は全く違うのか。

(厚生労働省) 放射線自体の性質としては基本的に同じだと思うが、照射をして描写しようとする組織によって線量や被曝量、どれぐらい遮蔽するか等が違うので、それは検討することが必要だと考える。

(高橋部会長) 部位に与える影響は、医学的にマンモグラフィは高いのか。

(厚生労働省) 高い低いも含めて、整理をする必要があると思う。

制度運用を変えるわけなので、その部分はきちんと整理をさせていただいた上で、現場のニーズも含めて検討させていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。

過去の話をもたされたが、視触診しなくなったのだから、過去において視触診していたのでという話はもはや理由にならない。圧迫することによって痛みが発生するという点について医師の関与が必要かどうか、その論点だけが残っていると思うが、いかがか。

(厚生労働省) おっしゃるとおりで、検討すべき論点は痛みあるいは圧迫に伴う本人に対する影響はどうかということ。

視触診を行う場合には必ず医師がそこに居なければいけないので、医師を省略するかしないかの部分については議論にならなかったということを紹介したかっただけである。

(勢一構成員) 今、説明いただいた平成28年までは視触診があったので、その時は当然医師がいないとそれができないため立会いは必須だったと思うが、視触診を原則やめた時に立会いが要るかどうかという議論はあったのか。

(厚生労働省) その時点で立会いを省略するかしないかという点は、特に議論としてはなかったと聞いている。

(勢一構成員) それならば、視触診がなくなり、マンモグラフィだけになった時に立会いの必要性がどうかということ、今回の提案をきっかけに検討をお願いしたい。

あと、まだまだ乳がん検診受診率は目標をクリアしていないが、増えてきていると思う。そうすると、検診の例がかなり蓄積されているはずなので、指摘された影響が現場でどのくらい発生していて、全ての場合に医師の立会いがなければ問題があるのかという点は、この機会に検討をお願いしたい。

(大橋部会長代理) 医師の立会いということの意味だが、医師が横にずっと付きっきりにいるというものから、そこには居なくて、単に看護師が居るだけとか、こういうことを専門にやっているような看護師が居るとか、それとももう少し専門職の方がどなたか居ることが必要とか、何か問題があるなと思った段階で近くの病院に連絡をして、医師のアドバイスをもらったり駆けつけてもらったりということが確立しているとか、そういう条件付けみたいなものは色々あると思うが、そういう点はいかがか。

(厚生労働省) 今の点は、まさに今後整理することだと思う。現場は、撮影する時に医師がずっとそこに張りつくという運用をしているわけではないと思う。病院でこれが問題にならないのは、建物の中に当然医師はいるわけなので、病院における乳がん検診のマンモグラフィの場合に、このことの議論の必要はないということ。

集団検診の場合、万が一病巣があった時や痛み等々でドクターが緊急対応等をしなればいけないケースがゼロではないので、そういう事態が生じた場合に、医師が全くいないということになると、それは御本人にとってはすごく大きな事態を招きかねないのか、それについてどう考えるかというのは、今回よく検討させていただき、今指摘のあったようなオプションがあり得るのかも含めて整理したいと考えている。

(大橋部会長代理) 平成28年に視触診が外れたということは、横に必ず居なければいけないという要件は外れたことから、今言ったような検討が可能状況が出てきており、事前に協定や申合せなどを丁寧に行うことによって、対応できるのかなという気がするので、ぜひお願いしたい。今回提案があった兵庫県でも、乳がんの集団検診受診率が17%くらいということで、目標にしている50%から下回っているエリアがまだあって、医師の立会いを外すような形での運用ができれば、明らかに需要があるので、今言ったような条件を詰めて検討いただければ、目標とされている受診率の達成にも繋がってくる。ぜひその検討をお願いしたい。

(磯部構成員) 働き方改革の動きも含めて対応いただけるということで、検討をお願いしたい。胸部エックス線については既に立会いがなくなっているということだが、いずれにしても診療放射線技師が行う行為というのは診療の補助ということになって、本来は医師が指示をしなければいけないわけで、医師が立ち会わなくても当該行為ができるということは、何らかプロトコルをつくるとかで、安全にある程度包括的に指示をするということをやっているということだと思う。具体的に、胸部のほうではどのようにやっているのか。

(厚生労働省) 胸部エックス線は基本的には衣類を脱いで、一定の体位を取って放射線を当てるということなので、全く人体に触らないということはないかもしれないが、基本的には一定の手順と、言ってみれば撮影のプロトコルということを中心にとらえられることになるが、マンモグラフィの場合には、実際に乳房に物理的に力を加えて、圧迫して撮影するので、これは胸部エックス線とは根本的に撮影時に生じる生体影響については異なる側面があり、そこは議論が必要だということである。

繰り返しになるが、私たちは前向きに捉えてやっていくつもりでいるので、基本的には、なるべく要望に添って、乳がん検診受診率が上がるということであればなおのこと、可能な限り対応したいと考えている。

(磯部構成員) 承知した。

(高橋部会長) 事務局とよくスケジュール感を調整しながら、前向きに対応いただければ有り難い。

<通番3：幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し（内閣府、文部科学省、厚生労働省）>

(高橋部会長) 子どもが主体的に自らの意思で自由に利用できる身近な環境が重要だという話だと思う。しかしながら、園舎と一体的に使える園庭であれば、必ずしも同一敷地内になければならないという話ではないように私は思えるが、そこはいかがか。

(文部科学省) 園庭が同一敷地内にあるということの意味は、例えば、すぐ隣に木があり、落ちていた実を拾ってきて、教室の中で何か作ってみましょうといったことをやるなど、外と行き来をしながら子どもの創造性を育んだりというような教育をすることにある。

そういった幼稚園での教育の活動は、体育は体育、中の勉強は中の勉強というよりも、両者を流動的にやることで育てるとというのが幼稚園の歴史的なところからしてもある。したがって、幼稚園では同じ敷地内、園舎と隣接する位置に園庭を設けるという基準になっている。

(高橋部会長) 幼稚園の園舎は何階建てまで可能か。

(文部科学省) 幼稚園の設置基準上は、2階建て以下を原則としている。

(高橋部会長) 承知した。ただ、階段があれば自由に行き来という話ももはや観念的な話だと思える。他方、かなり近くにあれば、例えば、階段を行き来するのと同じぐらいの近場であれば別に問題ないようにも思えるが、そこはいかがか。

(文部科学省) 高さの問題と少し違う観点はあるかと思うが、外にあるものを利用しながら、また環境を利用しながら教育活動を一体的にやっているの、高さの行き来との観点とは別に、園舎と園庭が隣接するということが必要になる。

(高橋部会長) 私に言わせると自由に行き来するというのも観念的な話で、そういった意味では、隣接のところ以外の環境が確保されていけばいいのではないかと思える。

それから、もう1つは、幼保連携に移行したいときにこの要件があって、結局、保育所の定員を新しくつくらなければいけないといったときに、現在のところでは基準を満たせないとすれば、別の場所に移転しなければいけないという話になる。これはコンパクトシティの考え方からいっても、無理があるのではないかとも思うが、そこはいかがか。

(内閣府) 幼保連携型認定こども園だが、あくまでも連携型の認定こども園であれば幼稚園・保育所の両方の機能があるということであり、待機児童の対策への対応というのは様々あるかと思う。

まず一つは、市町村から見たときの待機児童への対応としては、認定こども園を活用いただいたり、保育所の定員増や地域型の小さいタイプを使ったりということで、様々な方策がある。したがって、そういったものを組み合わせていただくことだと思うが、特に幼保連携型認定こども園である程度0・1・2歳のような待機児童の多いところについても定員を設けていただくということによって、移行時に、新たな定員への対応をしっかりと支援するために、2歳児の園庭について特例を設けて、緩和をして、移行しやすいようにしている。

ただ、この御提案は、それを超えて3・4・5歳の面積についても幼稚園の学校としての基準を満たしてい

なくても、公園があればいいというふうにしてほしいという御提案だと思うが、そこまでは認めることは難しい。

(高橋部会長) 3・4・5歳も保育所を必要とする人もいるのではないか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) そういった意味では、3・4・5歳の保育の児童を受け入れるために、基準が現在のところではできないというときに、3・4・5歳についても入れてほしいというのは、事業者の要求としてはあながち不当な要求のように思えないが、そこはいかがか。

(内閣府) 幼保連携型認定こども園というのは、学校であり児童福祉施設であるという位置付けとして新たに設けたものであるため、学校としての3～5歳児に係る園庭の基準についてはクリアしていただく必要がある。

例えば、認定こども園の中でも保育所型や地方裁量型の認定こども園など学校としての園庭の基準がかからない類型も用意されている。

(高橋部会長) 幼保連携型認定型こども園であれば必ずしもすべてが市町村直営というわけではなく、事業者がどう考えるかということ。事業者として、認定こども園に移行したいという場合のなかで、新しく定員を増やそうとしたら現状の園庭では足りないというときにおいて、3・4・5歳についても、保育所の人もいる。そして、この部分についても近場で公園等が確保できるようであれば園庭として認めてほしいという要求は、繰り返しになるが、あながち不当な要求ではないのではないかと申し上げている。

(文部科学省) 先生の御指摘はごもっともなところがあるかと思う。

そういったことのために、我々としては、基準の緩和というよりは、資金の方で補助をさせていただいて、少しでも事業者の方のお助けになるようにということで、認定こども園に移るときにいろいろな施設設備の補助金といったもので支援をさせていただいている。

(伊藤構成員) 施設面での補助といっても、提案団体から出ているのは、とにかく土地が確保できないということであるため、そのニーズとはちょっと違っているのではないかとこの一。

また、先ほど、保育所型という選択肢もあるのではないかとこの話がしたが、園庭基準を満たせないからといって幼稚園から保育所型認定こども園に移行することは恐らく実態としてはほとんどできないことではないか。その中で、今回土地の確保について困っているというところで、園庭の基準を何とか緩和していただけないかということ。

仮に同一の敷地あるいは隣接ではなくて若干離れたところにある公園等を基準に入れていただければ、園庭の基準を若干満たさないがゆえに、園舎も含めて全て新しい土地に移転することを考える必要はなくなる。利用者の方々、あるいは子どもたちにとっては、若干狭い園庭かもしれないが、プラスアルファでちょっと行ったところに公園があれば、そこで伸び伸びと活動できるということで、セットで考えれば、幼児教育の効果という面で、それほど質が低下するとは捉えられないのではないかとこの思うが、その点はいかがか。

(内閣府) 藤枝市の個別のケースについて、我々はつぶさに把握できているわけではないので、ここでは一般論としての回答ということで、お許しいただきたい。恐らく、2歳児の面積基準はもともと適用していないので大丈夫だが、それでも基準を満たすことができないというのは、3・4・5歳の面積基準がクリアできていないということかと思われる。提案団体においてなぜそうなってしまったかという、プレゼンの資料から私が理解したところによると、新園舎と旧園舎の建て替えのタイムラグで、一時期の間、3・4・5歳の基準がクリアできない時期があったものと見受けられる。このように、例えば、学校としての園庭の基準を維持する前提ではあるが、園舎の取り壊しの時期等関係で、一時的に基準を満たさなくなってしまうようなケースであれば、先生がおっしゃるとおり、一時的に基準をクリアしないことをもって、幼児教育の質が低いと言えるのかということについては検討の余地があり得るのではないかとこの思う。

ただ、今回の提案は、基準そのものを見直してほしいということであり、その答えとしては、1次回答で申し上げたような回答になるということで、御理解いただきたい。

(高橋部会長) 事務局、コメントがあれば。

(末永参事官) 今のご指摘は、園庭基準があったがために、移行時に隣の駐車場を一時的に借りてしのぎを渡すを得なかった、たまたま都合良く隣地を借りることができたために対応ができたという提案団体の事例についてであるが、提案団体は、隣地の状況によりそのような対応も不可能というその他2カ所の事例を含めて支障として訴えてきている。

(大橋部会長代理) 同じことの繰り返しだが、園庭面積をトータルで満たすというところについては努力できる

と思う。けれども、結局ここで言われているように、園舎内ないしは隣地という、今ある現地の周りが拡張できるような状況にあるということが前提になっている。一般の住居でもそうだが、庭が狭くなったからということですぐに周りに拡張できるかということ、それは千載一遇のチャンスでもない限り実際はできない。

先ほど言われたお金をつけるからといっても、お金があっても現物がない。そうすると、いろいろな地域で結局、隣地に園庭を設置せよと言われても、物理的に無理だという状況があるからこそ、今回、藤枝市だけではなく、多くの追加共同提案が出てきている。隣地に園庭を設置することが困難となれば、園舎も含めて別の場所に移転するしかないが、歴史的な経緯があって現在の場所に施設があるのであり、そこにあることによって預けやすかったり、土地の中でもいい場所であったりということがあってずっと続いてきたのだと思う。これを郊外移転のような形で、土地を求めて外に移転させてしまったら、それこそ今やっているまちづくりというような構想からしても、おかしなことになってしまう。そうだとすれば、園舎の隣ということの縛りを少し緩めて、一般的に周りでの代替を認めるということをやらないと、移行というものを縛ることになるのではないか。

(文部科学省) 全体の法制度の緩和のイメージは、幼稚園の歴史や教育の内容といったこととはちょっと距離があるため、少し違う観点で、事務局も含めてまた議論できればと思う。

今、実は子どもがどんどん減ってきており、私立の幼稚園も畳むところなどが出てきている。それぞれの幼稚園において、定員として持っている数字はあるわけだが、実際の子どもの数がどれだけ入っているかということになると、かなり定員割れしているところが多い。

そういった中で、具体の御提案いただいているところが、歴史もどれぐらい前から建っていたかも分からないが、本当にどれぐらい足りない状況にあるのかといったところは、少し気になるところ。

また、幼稚園という観点からすると、内閣府からも回答があったように、待機児童対策という意味では、保育所型認定こども園など他の類型もある中で、元々幼稚園であった施設が幼稚園の教育の本質的な部分である園庭をいわば捨てて認定こども園に移行するということは、待機児童対策の方に経営のシフトを移されるということで、施設のタイプを変更するということもお考えなのであろうかということも少し思った次第である。

(高橋部会長) 伊藤構成員がおっしゃったように、それは幼稚園という元々の形から言うと、無理な要求なのではないか。

(文部科学省) 我々から申し上げますと、元々幼稚園として経営されていた方が、園庭という幼稚園の本質的なところを投げているのではないかとお考えだということに少し疑問があるということ。

(伊藤構成員) 今、少子化で幼稚園は経営が厳しくなっているからこそ認定こども園に移行するということをお考えのところ結構出てきているのだと思う。そこで、もちろん当事者としては幼稚園教育の本筋を別に歪めようとか、園庭を放棄して教育の本質を変えようとかという話ではなく、物理的に土地を確保することが非常に難しくなっているというところで、何とか代替の方策を考えられないかという提案だと思うので、そこは提案の中身をもうちょっと御理解いただきたい。

(高橋部会長) この問題は、幼稚園教育の話もあると思う。しかしながら、我々としては冒頭に申し上げたように、園庭の規定は観念的にすぎるのではないかという気がしており、ぜひこの辺も含めて、実際の地域のニーズも勘案しながら、議論を続けていきたい。

<通番 21：農地利用最適化推進委員の定数に関する基準の見直し（農林水産省）>

農林水産省から以下の通り説明があった。※農林水産省の説明において、配布資料に記載されていない内容の説明があったため、当該発言を一部抜粋

(農林水産省) 提案団体から提案があった推進委員の定数基準の参酌基準化については、中山間地域等それぞれの事情の中で、区域内の農地の総面積自体は大きくはないものの、不整形で小規模な農地が点在しているといった状況があることから、今、提案団体では定数上限まで委員を置いていただいているが、推進委員1人当たりの担当する区域が大きくなっており、柔軟にしてほしいという提案と承知をしている。

いずれにしても、それ以外の地域も様々な御事情があるだろうから、何ができるか、できないのか考えていくにしても、いろいろなデータも必要なため、まずは農林水産省でよく現場の実態等をしっかりと調査した上で、その調査結果に基づいた実態の把握を今後の検討につなげたいと考えている。

説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

(高橋部会長) 第1次回答では、補助員を雇用することで十分ではないかとのニュアンスであったが、改めてそこは御検討いただけるということか。

(農林水産省) まずは推進委員一人一人の実務を拝見すると、様々なデスクワーク等も含めて日々労務過多になっているという事情もあるようなので、既に予算措置を認めている補助員を雇用していただければ、一つの答えになるのではないかと考えている。

ただ他方で、提案内容を拝見すると、いろいろ切実な事情があると思われることから、まずはいろいろと調査していくことも必要ではないかと考えている。方向性については現段階ではノーポジションだが、このような提案をいただいたことを契機に、まず実態の把握に努めさせていただく必要はあると考えている。

(大橋部会長代理) 冒頭で、人数を法令上どのように定めているかということについての御説明があり、ヘクタールをベースにして政令で人数を定めているとのことであったが、これを決めるに当たっての根拠は具体的に何か。

(農林水産省) 最初に定めた考え方については、農業委員会の全国組織である全国農業会議所が、地元からおおむねデータを取って、それを踏まえて100ヘクタールに1人ぐらいが適当ではないかとの意見をいただき、その意見を基に決めたということである。

(大橋部会長代理) 私が確認したものによれば、全国アンケートの平均値からこの数字を出したという形で、政令で上限として定まっていると思うが、この数字が地域の実情に合わないところがあるというのが今回の提案だと思う。

この新しい制度ができたとき、農業委員会等に関する法律第18条第2項で推進委員の定数についての規定が置かれており、それを受けての政令という位置付けになっていると思う。同項を見ると、農地の農業上の利用や農地の利用の効率化、高度化の状況等の事情を考慮して政令で定めるという書き方になっているため、これは農地の置かれている状況、利用状況等を踏まえて政令を決めるという立法者の意図があって、行政機関で基準を作りなさいと委任されていると思う。つまり委任立法である。

けれども、先ほどの全国アンケートからの割り算というか上限というのは、かなり機械的な作業であって、今言ったような立法者の意図が本当に酌めているのかなという気がする。そうだとすると、今回出てきている提案というのは、そここのところに響く部分があって、結局、現場活動が厳しくこの人数ではやり切れないので、これが上限だということの見直しを求めるものだとすると、政令基準の機械的なところをもう少し見直す必要がある、もちろん面積に着目するという考え方が一方であってもいいと思うが、他方で、地域事情といったものを踏まえての定数配置にするということがないと、私は同項を受けた政令としては不十分のかなという気がした。最初にフレームをお示しいただいたが、そのつくりと今回の提案は響くところがあることから、農地面積の割り算だけというところの硬直性も併せて御検討いただけるとありがたいと思う。

(農林水産省) 立法意思を酌み取れているかという点については、政府提案であるため、まず、農林水産省のほうで様々な関係機関と相談させていただきながら法律案を整理、提案し、法制化に向けた作業の一環として、政令についても全国の事情を分かっている農業会議所の御意見を聞いた上で作ったつもりではある。

ただ結局、裏づけとなる地方公共団体に対する財政支援、財源の制約もあることから、何らかのナショナルミニマムとしての数字が必要だろうということで、そのナショナルミニマムの数字として、この上限を農林水産省が決めている。それ以降の上限の範囲の中での実際の定員配置については、各地域の実情に応じて各農業委員会で設定されていると承知している。

大橋部会長代理がおっしゃるように、いろいろな地域の事情ということで、この法律を作ったときの考え方に照らしてどうかということについては、今回問題提起をいただいているので、それぞれ今の数字がどうか、実際7人という上限の中でどのような御活動をいただいでいて、本当にプラスアルファにしなければならないのか、先ほど申し上げたようなバックオフィスの業務を補助員に集約するという補助員の活用等によって、7人の方により幅広く活躍していただくということでの答えはできないのかどうかということも含めて、まず提案団体ともよくコミュニケーションをとる必要があるかと思う。あるいは、他にも様々な地域事情によって、この基準ではなかなか本来の期待されているような推進委員の活躍ができないという事情の地域が、提案団体とは別な形の別な条件であるかもしれないので、そのあたりもよく調べてみないことには、評価するには時期尚早かなと考えているところである。

(高橋部会長) 検討の際に、こういう視点も入れてくださいというお話。検討の際に、今、大橋部会長代理がおっしゃったような視点も入れてくださいというお願いである。だから、そこはそのように受け止めていただければありがたいと思う。

(農林水産省) 承知した。

(勢一構成員) 本日お配りいただいた資料に配置状況の数字をお示しいただいているが、これは現況調査を行った上での数字ではないのか。

(農林水産省) これはまさに現在配置されている、現時点のスタッツということである。

(勢一構成員) 数は把握されているが、実際の活動状況については、調査されていないということになるのか。

(農林水産省) 今回の問題提起に直結したような形の、実際の今の上限定数でどこまでの活動ができているのかということは調査していないが、農業委員会等に関する法律が施行されてある程度の月数が経っているため、同法に基づいた活動実績があるかどうかといった、法の本来業務に即してのオールジャパンでの活動状況といった形の調査は、これまで当然担当課でしている。

(勢一構成員) 承知した。

そうすると、上限まで置いていないところはかなりあるという状況か。

(農林水産省) ここの白いところが上限まで置いていないところなので、左様である。

(勢一構成員) そうすると、これはかなり地域差が大きい利用状況にある制度ではないかということが、少なくともこの数値からは見えるのではないかと思う。

地方公共団体でも人口減少でマンパワーが少なくなっている中で、それでもなお増員して対応していきたいというニーズがあるということは、かなり現場での期待度は高い制度だと思う。上限を切らなければいけない本質的な理由がどこにあるのか。農地が少なくなっていくとそれだけ数が置けなくなる。地域によっては、小規模なところで頑張っている農業団体など、これから農地の面積は小さくなる中でも多様な作物を作っているところと努力されているところがたくさんある。

むしろ、そういう地域の農業の力を支えていくためには、もう少しこの制度自体の役割も踏まえて、地域を支える形で御検討をお願いできればと思う。

(農林水産省) 冒頭申し上げたように、推進委員が法律に基づいて最も期待されている役割というのは、農地の利用状況を掘り起こし、そして担い手にそれを結びつけるという本来業務であり、日本全国で今、農業委員と合わせると4万人を超える方が活動している。

これは、財政の制約などもそれぞれ地方公共団体側にも農林水産省側にもあるため、ある程度の上限、キャップをはめさせていただいている中で、しかるべく配置をしていただいても、もちろん地域の事情で、農業が盛んではないからということで、上限との間に隙間を置いていらっしゃる地方公共団体があることも承知はしている一方で、提案団体のように、これではまだ足りないという地方公共団体もあるところ。おおむねの地方公共団体では、適切と思われる配置をいただいた結果、定数ぴったりのところや、定数未満のところもあり、今、勢一構成員がおっしゃったような、多様な地域実態も含めて、農業委員、推進委員が頑張っていて、いろいろと地域の実態を見ているのが現状ではなかろうかと思う。

ただ、冒頭に大橋部会長代理からお話があったように、地域ごとの実情は区々ということでもあり、このような問題提起をいただくまで、我々のほうで目配りが必ずしも十分できていない部分もあろうかと思う。それは先ほど冒頭で御説明申し上げたような形の中で、どのような実態があるのかというのは、まずはよく実情を把握してまいりたいと思う。

(高橋部会長) 実情を把握するときは、提案団体の実情も含めて、事務局とよく聞き方を配慮しながら進めていただきたい。

(農林水産省) 御相談させていただきたいと思う。

(高橋部会長) もう一つ、交付金の話があったが、教職員の話だと、交付金の基準は基準として、任命してもそれ以上は出しませんというやり方もあることから、別に交付金を交付していることがアッパーを決める根拠には具体的にならないと思う。2次ヒアリングまでの御検討の過程で、そういう視点もあるということを踏まえて、御検討いただければありがたいと思う。

(大橋部会長代理) 提案団体特有のようなイメージと思われるので、他の地方公共団体から共同提案も出ているため、そのような問題は類型としてあるということ、広く意見を聞いていただけるとありがたいと思う。

(農林水産省) 全国様々な地域で様々な事情があると思うので、よく目配りをして、把握をさせていただきたいと思う。

(高橋部会長) それでは、2次ヒアリングまでに、今日の議論を踏まえて作業いただければありがたいと思う。

<通番通番 22 : 旧農地法に基づく国有農地等に関する制度及び運用の見直し (農林水産省) >

(高橋部会長) それでは、③から話したいと思う。協議会に付議されているかどうかの実績が問題だという話になっている。そういった意味で、手続の実績、それからどのくらいの時間が掛かったのかということについて、何か統計資料を持ち合わせているか。

(農林水産省) 協議会は、資料にも付けているが、最近5か年間、全国で12回の開催をしている。この中身を農政局等に確認したところ、実際の案件数が20件ほどある。

(高橋部会長) 資料の何ページか。

(農林水産省) 24ページである。四角の中の2つ目のところに、最近5か年間の実績ということで、全国で合計12回ということである。そのうち、案件数が20件ある。

二重登記の関係の案件については、そのうち9件であり、期間については、実際の申出者からの申出からの期間ということで、農政局から聴き取った中では、大体平均すると3か月程度と聞いているが、事案によってはもう少し時間がかかっているものがあり、その辺りについては、先ほど説明したように、実態をよく調べてみたいと思っている。

(高橋部会長) それは付議された案件であり、手続を開始されてから、実際に付議まで至っていない案件もぜひ調べていただきたい。10月の2次ヒアリングまでに資料を整えていただければありがたい。

(農林水産省) 承知した。

(高橋部会長) その上で、提案団体からは、付議しようと思ったが、なかなか付議できないことがあるという話が出されている。その辺りの有無も含めて、ぜひしっかり調査していただければありがたい。

(農林水産省) 承知した。

(高橋部会長) 調査していただくということであった。よって、今度は職権消除の話をしたい。なぜこれは都道府県がしなければいけないのか。法務局が調査すればいいのではないのか。法務省、いかがか。

(法務省) 資料35ページである。

(高橋部会長) 同意を取ることに、なぜ法務局がしないのか。

(法務省) 登記には、権利の登記という分野と表示の登記という分野がある。表示の登記に関しては、登記官に職権調査などが認められており、登記官が職権で動くということが立付けに法律上になっているが、権利の登記についてはそういうものがなく、申請、嘱託という形で手続が動くというのが法律上の建前になっており、その関係である。

(高橋部会長) 私が申し上げたのは、結局なぜこのように二重登記が起きるかということと、耳登記が看過されて、結局登記を受け付けてしまったからである。そうすると、原因は法務局の取扱いにあり、そういう意味では、都道府県が同意を取るのではなく、法務局の庶務や別の事務でもよいが、法務局において同意を取っていただければよろしいのではないのか。

(法務省) 別の事務として、実際に同意を取ることが可能なかどうかということもあるかと思うが、結局のところ、自分の御意見が通っていないケースも含めて、どういう資格で同意をしていただけないかということを行いに行けるのかというあたりは、役割分担という観点から、少し検討が必要なのではないかという気がする。

確かに二重の登記というものが、いわゆる二重譲渡の状態になっており、それは本来的にはしっかり却下をすべきだったということであるのは間違いないが、一度登記が入ってしまったということを前提にすると、なかなか法務局のほうで職権的に乗り出すというのができるのか、ということである。

(高橋部会長) 職権は難しいかもしれないが、都道府県が同意を取らなければいけないということが筋論から言って少しどうなのかと思う。

自作農財産紛争処理等連絡協議会の構成員に、法務局も入っている。そのような意味では、法務局も関与している事務であり、同意について、法務局で取るということはあるのではないのかと思う。

(法務省) そのような意味では、法務局としても、自作農財産紛争処理等連絡協議会は訟務部門で話していただ

き、法律的な論点の処理に少しでも役立たせていただきたい、訟務部長は元々裁判官であったりするが、そのような身分の人が出席しているので、そういった中で御協力はさせていただく。

(高橋部会長) ただ専門家という立場だけではなく、法務局のところで起きた二重登記の問題について、時効が成立しているかどうかについて、3者で検討するという事務を行い、時効が成立しないときに、第三者の所有者の承諾が要ることになる。そして、この場合において、誰が承諾を取る事務を行うのかということについて、都道府県としては、二重登記の原因は耳登記を看過した法務局にあり、法務局が取るべきではないかという話である。

(法務省) 発言の趣旨は、理解できないところはもちろんないが、登記官が看過して、本来ならば却下すべきものを却下していないという事態が起きているのはそのとおりであるが、法務局としての対応について、今、直ちにここで申し上げにくいということである。

(高橋部会長) そのあたりについて、当事者同士、要するに農水省、法務省等で、分権部局も含めて調整し、2次ヒアリングまでに話し合っていたいただきたいが、話し合うこと自体はお願いできるか。

(法務省) 今、問題意識をいただいたので、少し法務省のほうで検討する。

(大橋部会長代理) 同じことであるが、法務省で責任を持って関わってほしいということと、今までの仕組みだと、都道府県が同意取得事務などを依頼されているという仕組みになっており、法的根拠がないように見える。よって、その点をもう一回しっかり精査していただき、今までの関わりを踏まえ、一番責任の所在の近いところに対応いただくという形で検討いただきたい。

(高橋部会長) 法的根拠を含めて精査した上で、話し合っていたいただきたい。

では、①に移りたいと思う。1次回答とニュアンスが変わっているように思うが、そこは1次回答を修正されたということか。要するに、農業委員会で下げられますという話であるのか。国有農地のみについて、この要件を不要と書いてあるのだけれども、要するに、引き下げるのは不可能だというようなニュアンスが1次回答に出ているが、それはどうか。

(農林水産省) 回答そのものは、今回の資料の趣旨と変わっていない。基本的には国有農地のみを下げるのは難しいが、現行で、下限面積要件を農業委員会の判断で下げることができるので、そういう形で今回説明をさせていただいている。

(高橋部会長) そこは変わっていないということか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。

50アールという法的、数的な根拠は一体何か。

(農林水産省) これは、実際に各農業の経営をしていく上で、一般的に耕作としてやっていける規模という形で設定してきたもので、地域の状況とかを踏まえた上で設定されたものと承知している。

(高橋部会長) 50ということの根拠は何なのか。10でもなく、20でもなく、なぜ50なのか。

(農林水産省) 業として農業経営をしていく上で、必要な規模ということで設定をしているものである。

(高橋部会長) 業として、農業的な規模はなぜ50か。

(農林水産省) 50という定量の数字をどう弾いたかということについて、陪席者、随行者を含めて数字を持ち合わせていないと思うが、過去に、制度が始まったときは都道府県30アールで始まった経緯もあり、途中で、昭和30年代に1回、50アールに上げているという状況がある。そのときの数字の整理、どういう根拠で、どういうファクトに基づいたのかというのは、1回預らせていただいて、事務局を通じてお答えしたいと思う。

(高橋部会長) 承知した。

50というのが今どきどうなのかという話はあると思う。最近においては、50について、特段、市町村や農業委員会からの意見は出ていないのか。

(農林水産省) 平成21年改正のときにかなり踏み込んで、50というナショナルな基準はありつつも、各地域の実情に応じてそこは柔軟にという形で、各地方公共団体、各農業委員会の自治的な判断を尊重するという形としたので、それで下げるべきと判断されたところは下げているということだろうと承知している。

ナショナルな基準としての50をさらに引き下げろという形で、全国団体から寄せられてきた意見は、あまり承知をしていない。

(磯部構成員) 別段の面積というのはどのぐらいの地方公共団体で定めているのか。実態は、農林水産省は把握されているのか。

(農林水産省) 先ほど、冒頭申し上げたのは、資料の26ページの中で、全国で67%の農業委員会が定めており、3分の2である。

ただ、それも大きいところ、小さいところ、あるいは閾値をどこまで下げているかというのは区々であるから、今日は数字を持ち合わせておらず、今、農業委員会数で見ると67%であるが、農地面積ベースでのカバレッジがどうなのかというのも、今日は数字を持ち合わせていないので、必要であれば調べさせていただくので、指示をいただきたいと思う。

(大橋部会長代理) その数字はぜひいただきたい。先ほどの6割とかという数字ではなくて、まず50アールという数字があって、農業委員会で定めているところが、どこまでどういう分布で落としているのか。

(農林水産省) 例えば、50アールぴったりのところが全国で何委員会、40~50アールが何委員会といった階層分布でよいのか。

(大橋部会長代理) 実際に定めていないということもお願いしたい。

(農林水産省) 定めていない場合は、50アールがそのまま適用される。

(大橋部会長代理) それを下げる場合の手順というのが、どのくらい掛かるのかということ。この手続を踏めば下がるといっても、一定の手続が要るのだとすると、結局、売買のことが関わっているときに、それだけ遅れることになることから、時間的にどれくらい掛かるのか。

また、規則などを拝見すると、10アール未満に設定する場合に、法文上条件がついているので、これがかなり重いのではないかという気もするので、そのところがどうなのか、特に10アールを下回るところについての実績がどうなっているか。

なぜお聞きしているかということ、国有農地等の管理している平均面積が1筆2.9アールなどという数字が出ているので、ここのスケール感が聞いている数字と乖離があって、それはもう処理できないなというイメージを受けることから、どこまで具体的に、柔軟に制度化されているのかということについては、ぜひデータをいただき、その実態を前提にして議論したいと思う。

(高橋部会長) 今の点を含めて、調査をしていただきたいと思う。

時間の関係もあり②に移りたいと思う。

権利の場合については、6か月という発想だと思う。これについてはいろいろ議論があると思う。しかしながら、既に旧所有者については相当な補償をして、対価が支払われ、強制買取りがされている。本来は旧所有者に戻すというのは望ましいと思う。しかし、これほどの時間がたっている中で、他との並びで6か月というのが迅速化を妨げていると思うが、どのようにお考えか。

(農林水産省) 元々買収したときは、自作農の創設、農業上の利用の増進を目的として買収している。

今回、旧所有者等への優先売払いの手続については、農業的に利用しないと、不要地認定して、それ以外のものに売る際に、元々の目的と違う方向で対応するので、それについて旧所有者の意向をきちんと確認した上で対応しましょうという流れになっている。

(高橋部会長) 既に自作農創設特別措置法制定から何年たっているか。1948年ぐらいからか。今は2020年だということになると、ここまで都道府県にずっと国有農地等の管理をずっと引きずらせているというのは、都道府県にとって酷な事務になっているのではないか。そういった意味では、手早く、戦後の農政の残存物については、明確にけりをつけて、新しい農政に転換していく、その施策に力を集中していく方向がいいのではないかと思う。そういう点において、6か月にこだわるというのは、私は都道府県について重い負担を課し過ぎだと思うのが、そこはいかがか。

(農林水産省) 都道府県の負担についての様々な思いなどを思うと、高橋部会長がおっしゃっていることは分からなくもない。ただ、これまでかなり長い時間がたった中で、今更なぜ6か月だということについて、この公告期間は平成21年改正に関連して設定したものであり、当時、手続規定は見直し、公告をして通知をするという形でより柔軟に合理化しようというときに、これはさらに政府の中でも、関係府省のいろいろな手続等も調べさせていただく中で並びを取って6か月という数字を採っている。それは平成21年なので約10年前、これも戦後60年たったときに、1回そういう立法判断をしているということで、それからさらに短くしなければいけない新たな立法事実が何なのかということについては、我々も少し悩ましく思うところがある。この6か月は、都道府県の負担のことを考えれば短ければ短いほうがいいということだとは思いますが、戦後長い時間がたって、土地からいろいろと権利者、承継者の方々が離れられている中で、そういった方々の権利についての手続き保証をするという意味からは、他法令とも並びを取った上での6か月というのは相応の根拠を持って

つくったものであることから、ここをどうするかということについては、正直なかなか難しい部分もあろうかと思う。

そこは、それ以外の様々な関連する手続の流れの中で、何をどこまで迅速化できるか、都道府県の負担を軽減できるかという観点から考えさせていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) 平成21年に買収前の所有者のみの確認プラスこの6か月という形で簡素化された立法趣旨の一つは、この手続を合理化して、最大目標にしている早期処分ということにつなげていこうという目的があって、この手続を軽くした。10年の実績を見て、そこは調べていただきたいが、この仕組みの下で早期処分が進んだのかどうかという具体的な数字で示していただきたい。

今回の提案団体のほうは、この10年間ここまでやっても全然早期処分にはつなげていない。むしろ6か月ということがあるがために、せっかくの売却のチャンスを逃すようなことがあるのだということが言われているのだとすると、もう一回仕切り直しで、早期処分ということにつなげた制度はどうあるべきなのかということで見直すというのはあるのではないか。

(農林水産省) この6か月を1つのファクターとして、それ以外も様々なファクターがある中で、いろいろな国有農地の迅速化のための方策があり得ると思っているので、そこはまず現場の実態をということだと思う。指摘を受け止めて、何がどうなっているのか。そのこのファクトファイディングから始めさせていただきたいと思う。

(伊藤構成員) 大橋部会長代理の指摘に付け加えると、提案団体からは、この10年間ほどは旧所有者等から買受けの申込みがないということがあるので、平成21年以降、6か月期間を置いているわけだが、旧所有者等から買取りをしたいという申込みは実際にどれぐらいあるのかというデータは持ち合わせているのか。

(農林水産省) 今日の資料で27ページに、最近5か年間について、どのくらい旧所有者等から買受けの申込みがあって、売払いをしたかということで載せている。直近5か年では150件、面積で32ヘクタール、売払いをしてきている。

(伊藤構成員) これは6か月置いたから出てきたというわけではなくて、元々そういう意思があった方が、すぐ買取りの意向を示されたというデータのようにも思えるのだが、6か月置かなければきちんと旧所有者の権利保障ができなかったということの証明になるデータのようなものはあるのか。

(農林水産省) 今、持ち合わせがないので、調査をしてみたいと思う。

(高橋部会長) 公告の何か月以内に申込みがあったのか。1月以内、2月以内、3月以内、4月以内、5月以内、6月以内のような形で統計を取っていただけるとありがたい。

引き続き、実態調査をしていただけるということである。今日の議論を踏まえ、作業を進めていただければありがたい。

<通番 23：宅地建物取引業法等に係る都道府県経由事務の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 既に、第9次一括法で事業者が多い建設業法における経由事務を廃止しており、同じ国土交通省の中でも本提案と同じような措置をしていただいたということ踏まえ、積極的に検討していただきたいと思うが、いかがか。

(国土交通省) 建設業法については、まだ完成してないが、電子申請システムを同時に準備しており、宅地建物取引業法における経由事務を廃止するとすれば、恐らく電子申請方式にすることが、現状を踏まえ一番良いと思う。電子申請方式にしようすると、宅地建物取引業者は、大臣免許で2,500者、都道府県知事免許で12万者あり、当然のことながら、大臣業者だけ電子申請というわけにはいかず、都道府県と国土交通省で一緒にシステムを作っていかなければならない。そうすると、都道府県にも負担をしていただかないといけないと思っており、そういった話合いも同時に進めていかなければいけない。

その上で、当然、分権なので、申請者の利便性や都道府県の利便性、今言ったシステムの構築など、一つ一つクリアして、しっかりと対応していきたいというのが現在の気持ちである。

(高橋部会長) 全ての行政手続について電子で行えるよう、今年度中に検討し、結論を得ることとなっている。このことは政府の決定でもあり、その話が全然出てこなかったが、そこはいかがか。

(国土交通省) 電子申請を実施するに当たり、業者側がどういった対応をしなければいけないかといったことも調べる必要があるのだ、そのあたりは早急に対応したいと思うが、今年度中というのはなかなか厳しいかもしれ

れない。

(高橋部会長) 今年度中はできないか。

(国土交通省) できないと思う。

(高橋部会長) 方向性の話である。結論を得るといのは、実施しろという話ではない。段取り、工程表を作ることを、規制改革の方からお願いしているが、そこはいかがか。

(国土交通省) 現在、検討中である。

(高橋部会長) しかも予算については、基本的に財務省は線引きしないという話になっている。

(国土交通省) そういう意味では、今おっしゃったような形でしっかりと検討してまいりたい。

(高橋部会長) その話が出てこなかったことが気になった。そういったことも含めて、2次ヒアリングまでには方向性を是非出していただきたい。

(国土交通省) 承知した。

ただ、私どもは抵抗するつもりは全くなく、時代の流れとして当然だと思うが、この御時世であり、業者もかなり傷んでいるというのが事実だと思う。これは宅地建物取引業者だけではないが、普通の業者が非常に厳しい思いをしているのは事実であり、そういった中で、一時的にしろ、負担が重くなるようなことができるかどうかというのは、しっかり見極めていかなければいけない。だからといってやらないということではないが、そういった観点からの調査やヒアリングを行い、しっかりと対応していきたいと思う。

(高橋部会長) 負担軽減のために電子化するのであり、負担増というのはよく分からない。

要するに、事務所に出かけて、待たされて、時間が掛かって、ということではなく、電子申請をすれば迅速に電子送付できるという話で、往復の時間も割けるし、負担軽減になるのではないかという話をしている。事業者の負担増という話はよく分からない。

(国土交通省) そこも業者によく聞かないと分からないが、恐らく紙を持っていく場合と、電子で送る場合で、業者が用意しなければいけないものが変わってくる可能性もあり、そのあたりはよく聞いてみたい。

(伊藤構成員) 資料2の42ページの都道府県にかかる影響のところで、事務処理システムによって取得できない情報というのを懸念されているが、具体的にはどういうものがあると想定されているのか。

(国土交通省) 例えば、役員の個人の連絡先とか従業員数、役員等の略歴、決算書というのは取得できない。

(伊藤構成員) 都道府県は必要に応じて業者に対して調査をかけることが、法的にはできると理解しているが。

(国土交通省) それはできる。そういう意味で都道府県に係る影響というのは、もともと提案をされている団体が都道府県なので、そんなにないのだろうと思うが、ただ、神奈川県さんと埼玉県さんから提案を頂いているが、都市部であり非常に申請も多い。変更の申請も当然多い。ただ、地方部は実はそうでもないの、地方部にとってみれば、これは分からないが、ひょっとしたら経由することで、書類が整っていいという可能性もなはないと思っている。

そのあたりもしっかりと聞いてみないと分からない。

(伊藤構成員) あまり理解できないが、都道府県としては必要な情報をその都度、法的な権限に基づいて業者から提出させるということではできると思う。

(国土交通省) それはそうであり、どちらが手間かという問題だと思う。

(勢一構成員) 確かに、提案団体は神奈川県と埼玉県だが、追加共同提案団体に大阪府のほか山口県や沖縄県も入っている。都市部だからという事情には限定されないの、そこは是非もう少し幅広にお考えいただければと思う。

(国土交通省) 懸念として持っているが、しっかり聞いてみたいと思う。

(高橋部会長) 情報共有についても、一体的にシステムを組んでしまえば共有できるのだと思う。そういう意味では、やり方一つだと思うので、国土交通省として地方を巻き込んで、統一的な標準システムを作っていたら良いのではないかと思う。

(国土交通省) おっしゃるとおりだ。

費用を都道府県に負担いただかないといけないと思うので、そこはあるかと思うが、しっかり議論はしていきたいと思う。

(高橋部会長) 国の責任としてやるべき部分はあるので、実費を都道府県にお願いするという話ではないと思うため、どこまで負担していただくのかはまた国土交通省の政策判断だと思う。

(国土交通省) そのあたりの議論はさせていただきたい。

(高橋部会長) 承知した。

(磯部構成員) 郵送ではなくて、対面での届出が多いようだが、それはなぜか。

(国土交通省) 業者からしてみると、郵送で送って、見ていただいて、また戻ってきて、さらに郵送で送り返すという、郵送の時間もかかるし、ちょっとしたことでも時間がかかる。だから、対面で直せるものについては直したほうがいいし、意思疎通が簡単にできるということで、対面を希望されるようである。それは都道府県側もそうであるようだ。

(磯部構成員) 今のコロナの中でも対面でやっているのか。

(国土交通省) 今も対面でやっているようだ。

(高橋部会長) コロナの中でも対面でやっているのか。

(国土交通省) 東京都などはやっていると聞いている。

郵送で始めた都道府県もあるが、対面のところも多い。

(高橋部会長) 急に地方分権から話が変わるが、今、対面はやめてくれとお願いしてないか。

(国土交通省) 対面でやるときは工夫をしろというのはあると思う。ボードを入れろなどはあると思うが、やめてくれというのを私どものほうから要請するのは。

(高橋部会長) 全体として、やめてくれというのが政府のお願いなのではないか。

(国土交通省) 個別の事務について全てやめてくれというのは、私どもでやるとはなかなか申し上げにくいところである。

(高橋部会長) 対面主義をやめるようにという話は、内閣から出ていないか。

(国土交通省) 一般論としてはそうだと思う。

(高橋部会長) 一般論というか、そういう方針が出ていないか。

(国土交通省) 恐らく出ていると思うが、この申請事務についてそうしてくれというのは、一般論的には言うことはできるかもしれないが、それをやっていただくかどうかは都道府県の判断だと思う。

(高橋部会長) 分権のところとは話が違うので、別のところで、話をするかもしれないが、よろしく願いたい。

少なくとも建設業と同じように措置していただくのが一番いいと思う。是非そういう方向で、対応していただければありがたい。結果は10月のヒアリングまでに間に合わせていただけるということ、ある程度の調査結果を報告いただけるか。

(国土交通省) 事業者と地方公共団体にヒアリングをして、今よりは熟度の高い方向性を示したいと思う。

(高橋部会長) 承知した。それでは、今日の議論を踏まえ、ぜひ方向性を示していただくよう、事務局と調整しながら願います。

<通番 24：不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県経由事務等の廃止（国土交通省）>

(高橋部会長) 建設業では、既に経由事務を廃止しているが、不動産鑑定業について、なぜ、そんなにいろいろと支障の検討をしなければならないのか。

(国土交通省) 建設業と不動産鑑定業はまるで同じかと言われると、役割、国民との接点など、様々な違いがある。そういったものを十分精査する必要があるかと考えている。

(高橋部会長) どういう点で違いがあるのか。

(国土交通省) 具体的には、建設業者は確かに大臣許可、都道府県許可に分かれているが、大手の建設業、あとは地場の中小の建設業など多層構造であり、そういった構造の中で役割分担をしている。不動産鑑定業者は、数はそれほど多くないが、大臣登録のかなり大手のところもあれば、地場の小さいところもある中で、国民とはなかなか接点が無いが、それぞれ色々と事業の内容も見て、判断するというところもあると思われる。そういった点をよく精査したいと考えている。

(高橋部会長) 今では、違いがよく分からなかった。一つ、都道府県は大臣登録業者についての監督権はないと理解している。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) そういった意味で、都道府県は単に申請書のチェックだけさせられているという感じがする。もしそうであれば、情報共有はするにしても、例えば地方整備局に直接行ってもらおうという方針は難しいのか。

(国土交通省) 経由事務の話と閲覧の話との2点に分けて考える必要があるが、経由事務については、おっしゃるところもよく分かり、内容のチェックというよりは、いわば体裁が整っているかといったチェックをお願いしているという趣旨である。

そういった意味では、事務の負担は確かにかけていると認識しているが、大変な負担をかけているというのも実態としてどうかと、我々もよく状況をお聞きしたい。

(高橋部会長) 昔の機関委任事務の延長で、要するに、下級行政機関と位置付けて、都道府県に申請書のチェックをしてこいという発想の名残なのではないか。機関委任事務の時代は終わったので、大臣の登録については国の役割なのだから、国がチェックすればよく、都道府県に経由事務を強制する必要は全くないのではないか。

(国土交通省) おっしゃることは、我々としては十分承知している。

ただ一方で、申請者等の利便性も同時に考えなければならないので、そういった状況もよく都道府県にアンケートを取ってみたい。

(伊藤構成員) 大臣登録業者は75業者しかいないということで、ほとんどの都道府県では都道府県内に大臣登録業者がなく、一部のところに偏っているということかもしれない。例えば今後、地方整備局に登録を一本化すると、かなり遠くなるかもしれないという懸念があるかもしれないが、実際には対面での登録の手続きはやっているということか。

(国土交通省) 幾つか聞いてみたが、郵送というパターンもあれば、対面というパターンもある。

(伊藤構成員) 現在のような状況であれば、本来であれば電子申請も認められるべきであり、場合によっては、郵送がメインだとすれば、それほど業者にとってコストがかかるかどうか。しかも、関係者が大変多いというわけでもないで、業者の意見は聞かなければならないかもしれないが、都道府県にアンケートを取るまでもなく、経由事務については廃止するという方向性を打ち出しても、そういう方向で検討いただけないか。

(国土交通省) 昨年、不動産鑑定士について、経由事務を廃止したところだが、不動産鑑定士自体はもともと大臣の専管事項であるが、経由事務があったものを廃止したところである。

その際、同様にアンケートを行い、いろいろ意見があり、廃止することについては差し支えないという結論になったが、御意見を聴く過程で、例えば不動産鑑定士の事務について経由する過程で、県内に所在する不動産鑑定士の情報が得られ、それが不動産鑑定業者の指導監督と一体のものとして適切に運用できるという意見も一部あった。

そういった有益な御意見もいただいているところ、今回についても、どのような場合にどういう対応ができるかも含めて、よく検討する必要があるかと思っている。

(高橋部会長代理) 今の点だが、都道府県に監督権限がないというのは一つ違いかなということと、今日頂いた資料の45ページに、大臣登録業者の申請は、件数が少ないから、都道府県の負担は心配なくていいというニュアンスで書かれているが、いただいた提案を見ると、件数は少ないが、添付や審査の書類の量という点からすると、決して僅少とかではなく相当数あって、それを基にやり取りする時間などがあるのだということで負担感を言われている部分があるので、件数だけではなくて、中身も見ていただきたい。

加えて、47ページの閲覧の箇所では利便性を言われているが、提案を見ると、大臣登録業者についての閲覧の希望というのは無いというものもあり、この実績がそれほど無いのだとすれば、利便性などという話もそんなに大きくないのではという気がする。今回の提案は、神奈川県ほかに宮城、福島、茨城、大阪、福岡、鹿児島からも、提案が出てきており、一定量の負担感地方公共団体の方は感じているのではないかと思うので、そこのところもしっかりヒアリングされるときに聞いていただければと思う。

(国土交通省) 2点あり、閲覧の実績については、よく調べてみる必要があるかと思っている。

件数がかなりあれば、よく検討する必要があるため、よく状況を把握したいと思う。

なお、提案いただいた宮城、福島、茨城、大阪、福岡、鹿児島であるが、うち3県は当該都道府県と地方整備局との場所が一致しているところ。うち3件は一致していないところと認識いただければと思う。

高橋部会長代理が最初におっしゃった、件数が僅少というのは、我々が言っているのではなく、提案において、件数が僅少なため事務ノウハウの取得・継承が難しいと述べられているもの。ここで申し上げたかったのは、大臣登録業者の申請様式と知事登録業者の申請様式は異なるので、ノウハウの継承という意味がよく分からなかったため、よく聞いてみななければいけないと思った。

(高橋部会長代理) では具体的に、審査の事務量がある程度負担があるという点は共有いただけているということでもよろしいか。

(国土交通省) 当然その事務はやっていただいているので、その負担はあると認識している。それと申請者や閲覧希望者の利便性とのバランスを考慮に入れなければいけないのではと思っている。負担感はある、どんなことにしろ、必ずあるとは認識している。

(高橋部会長) とにかく、閲覧についても建設業は廃止している。建設業の経験も踏まえ、少し積極的に検討いただければと思う。

(国土交通省) 建設業の経緯もよく勉強させていただいているが、そこは同じなのか、違うのか、事情がどうなのかということ、さらに精査したいと思う。

(高橋部会長) では、10月の2次ヒアリングに向け、事務局ともよくアンケートの調査の仕方なども相談いただき、作業いただければと思う。

<通番 25：一級建築士免許等に係る都道府県経由事務の廃止及び申請窓口等の一本化（国土交通省）>

(高橋部会長) 「支障がないことを確認できれば」ということだが、これは10月のヒアリングまでには間に合わせていただけるということでしょうか。

(国土交通省) 関係者と調整した上で、どのようなことができるかというのは検討していきたいと思っている。他の都道府県への確認方法については、事務局と調査方法を御相談させていただき、またその先についても、その結果を踏まえて事務局と相談しながら対応していければと思っている。

(高橋部会長) では、そこは2次ヒアリングまでに事務局とよく御調整の上で、検討していただければと思う。

(国土交通省) その辺りのスケジュールも含めて、事務局と相談しながら進めたい。

(高橋部会長) 承知した。残りの4事務という話については、国に対して直接行っていただく必要があるということだが、その場合でも、建築士会に受付窓口になっていただく可能性はあるということか。

(国土交通省) 経由事務を外すということになると初めての形式になり、確かに4つの事務については結構な数があるので、実際の事務処理がどのようになっていくのかも検討した上で、申請者の方々が、これは国土交通大臣、これは中央指定登録機関という形で混乱しないように、どのような対応ができるかは考えていきたいと思っている。

(高橋部会長) これも同じような作業日程ということになってくるか。アンケートなど、実態調査も含めて検討はどのようにされる御予定か。

(国土交通省) 指定登録機関に話を聞いたり、都道府県のほうにも話を聞いたり、実際の申請者の立場から見たときにどのような対応ができるのかということ、いろいろ考えた上で、先ほど部会長がおっしゃったような窓口の一本化のようなことができれば確かに良いと思われるため、実務的な混乱が生じないようにしていきたいと思っている。そこは今の実情も含めて、検討・調査の仕方を事務局と相談しながらできればと思っている。

(高橋部会長) 承知した。事務局から何かあるか。

(近藤参事官) 次回のヒアリングまでに、いろいろと協力して調査していきたいと思うので、よろしく願いたい。

(高橋部会長) では、基本的に実現の方向で検討していただけるようなので、事務局とよく調整していただいて、2次ヒアリングまでに一定の方向性を出していただければありがたい。引き続きよろしく願いたい。

<通番 26：社会資本整備総合交付金の申請等に係る押印文書の電子化（国土交通省）>

(高橋部会長) 基本的には、デジタルで完結していただけるように既に措置済みであるという理解でよいか。

(国土交通省) システムは、まだ業者といろいろと打合せをしながら修正しないといけないが、それ以外の方針としては指摘のとおりである。

(高橋部会長) 今でも郵送が不要でメールだけで申請等できるようになっており、システムを改修したら完全にメールも要らないというのが恒久化されるということか。

(国土交通省) おっしゃるとおり。

(高橋部会長) ただ、社会資本整備交付金はそうだが、追加提案団体も含めて、それ以外の補助金についてまだなかなかという認識であり、様々な要望が出てきている。その辺りについてはいかががお考えかお示しいただければありがたい。

(国土交通省) 社会資本整備総合交付金全体で1兆8000億円程度の規模で、申請だけでも年間2万5000件ぐらいあるということで、我々としては、地方公共団体の事務負担も軽減しなければならないと、件数も多いということで、率先して取り組んできたところである。

押印の省略についても、システムを改修するのは非常に時間がかかるが、判子要るか要らないかについては、地方公共団体の方の内規で押さなければならないというような事情をクリアすればどんどんできる話であることから、補助金については、各部局に指示し、現在、道路や港湾関係の部局では押印を廃止するようにしてきている。

他の部局についても、社会資本整備交付金でこういう状況であるということも踏まえて、できるだけ速やかに手続が進むように、改善を図っていきたいと思う。

(南雲参考人) 申請についてはペーパーレスで完結すると分かったが、申請の受付後、国土交通省から地方公共団体に向けてのやり取りについても、全てペーパーレスになるという理解でいいかという点が1点目。

それから、やれるところからということなので、今回は対象外ということかもしれないが、1回データを提出されたということは、ワンスオンリーの考え方に素直に従えば、同じデータをもう一回提出するということは今後なくすという方向で、つまり同じ情報を地方公共団体が二度と入力することがないという形にシフトしていくというシナリオがあつてしかるべきかと思うが、その辺りはどのように考えているのか。

(国土交通省) 基本メールでやり取りをさせていただいているところ。データの中身については、システムそのものを活用し、国土交通省と地方公共団体で同じように共有しながら作業を進めているので、ダブルでデータを保有するというにはならないかと考えている。

(南雲参考人) メールでやり取りするというのと、データで1回提出したものはもう提出しないというのは、次元がかなり違う。次年度もう一回同じ情報を出すとか、固定的な情報までもう一回入れて、メールでやり取りしているということだとあまり意味がないと思うが、次の手を考えているのか。

(国土交通省) システムの中でやり取りする部分については、ワンスオンリーという言い方は分からないがそこで1回の手続で完結する。

それ以外で補充して説明をという部分については、メール等でやり取りすることがあるということである。

(高橋部会長) 例えば3年計画の場合、3年分出し、その翌年にまた3年分出したら、2年分のデータがダブるのでないか。過去3年分に遡って、毎年、計画を立てる場合に、2年分はダブるので、その2年分は出さなくていい、これがワンスオンリーの考え方だが、そういうことはあるのか。

(国土交通省) 地方公共団体に作っていただく計画そのものが、まず3~5年計画を出していただくので、今、部会長がおっしゃったように、改めて2年目も3年目も同じように出すということではない。

(岩下参考人) 今回は骨太の方針に従って、押印を省略して後で郵送すればよいという方針に加えて、さらに書面自体を不要にするという判断をされたということで、大変迅速かつ適切な御判断をされたものと思う。

社会資本整備交付金システム(SCMS)を改修して整備をするという話だが、私の記憶だと、2000年代、2010年ぐらいまでの間に国土交通省では建設GALS/EGというものを進めていて、今でも国土交通省のウェブサイトに乗っていたと思う。あの中で、建設業のデータ入力や入札といったものは相当部分電子化しようということで、他の業態に比べると比較的電子政府化というか、電子申請自体がうまく進んでいた分野のように思う。社会資本整備交付金システムはサブシステムの話といえるが、それだけではなくもっと広い意味で、入札から様々な工事の発注のような様々な取引の部分についても既に電子化されているのか。

つまり、SCMSの範囲はどこまでなのかということが一つ。

もう一つは、恐らく民間は民間で別の議論があったと思うが、こういうシステムを離れた後で、たしか公共工事の場合は東日本、西日本それぞれの建設業保証会社から前受金を頂くというような事務が存在していると思う。西日本、東日本でも、たしかイーネットの保証サービスを導入していると思うが、そういう金融の手続のためにやはり判子が要るということになっていないか。

以上の2点質問したい。

(国土交通省) まず、1点目だが、国土交通省の関係では工事等があるので、図面等を用いることが多く、BIM/CIMといった形でいろいろなデータ化を図りながら設計作業などをすると併せて、電子入札を利用される方にも対応できるように努めているところである。

中小企業になると、今度は紙でないと、という方もいるので、今の段階では両方を受け付けるような形で進めている。

2点目については、よく把握しているわけではないが、今回の話を踏まえて、きちんとそういったことが連携して、スムーズに事務作業等が流れるような形で利用できるように話はしてまいりたい。

(岩下参考人) よろしくお願ひしたい。

後段の件は、民間でどうやっているかまでは国土交通省でも対応するのは大変だと思うが、この手の押印の話は、押印を廃止したと言っても実はどこかで要するという話になりがちである。そういう目詰まりの部分の誰かが取り除いてあげないといけないという問題意識はぜひお持ちいただければありがたい。

(高橋部会長) 繰り返すが、他の補助金について、基本的に同じように公印廃止でやっていただけるということか。

(国土交通省) その方向で努めてまいりたいと思う。

(高橋部会長) その辺りの工程表は明示していただけるのか。

(国土交通省) 全体の省の各局の補助金で、地方公共団体との関係で今いろいろとやり取りしているところであることから、今日この場ではいつまでとはなかなか申し上げられないが、できるだけ速やかに結論を出させていただきたい。

(高橋部会長) 2次ヒアリングまでには目途を示していただければありがたい。

また、国土交通省の官房だからお話しをする。先ほど宅地建物取引業法の関係で、閣議決定に従ってデジタル化を進めてくださいとお願いしたら、対面で申請を出してもらわなければ、宅地建物取引業法の申請手続は難しいとのことであった。デジタル化の推進は閣議決定でもあるので、官房で不動産・建設経済局とよく調整していただければありがたい。

(国土交通省) 確認して、対応させていただきたい。

(高橋部会長) 必要があれば、今の政府の方針を重々説明しておいていただきたい。

(国土交通省) 従来は対面が多かったということも踏まえての今日のお話だったと思われる。

しっかり担当部局とも話をして、改善に努めたい。

(高橋部会長) では、そういうことでよろしくお願ひしたい。

<通番 33：不動産の移転登記等に係る登録免許税の計算における評価額の電子情報の活用（法務省）>

(高橋部会長) 1月からオンラインの拡大ということだが、これはどこで取り組んでいるのか。

(法務省) 法務省も含めて、関係省庁でということになる。IT 室のほうである程度主導して進めており、自治体と政府のほうの共通のネットワーク基盤を整備して、オンラインでデータのやり取りができるような仕組みをつくっている。あとは、例えば不動産の番号を活用してやり取りがスムーズにできるようにとか、どういう形態のファイルを使うとか、そういったところの課題などを整理し進める取組である。

(岩下参考人) 基本的に最近の不動産関係のシステムというのは、国交省が様々な不動産売買情報等をオープンデータ的に開放したことに伴って、いわゆる不動産テックと呼ばれるような IT 化が急速に進んでいるが、この不動産登記の領域だけは、相変わらずペーパークライシスである。不動産というのは非常に大金が動く世界であり、やむを得ない部分もあるかと思うが、基本的に不動産の登録免許税の税額等を定めるような交渉を調整するのが司法書士の先生であり、そこにデータをインプットして、そちらに入れると先生が計算してくださって、こういう請求書になります。納付しますというのが今の実務だと思う。実際の申請人そのものが走り回って、市役所や法務局に書類を云々というよりは、どちらかというとエージェントを使っているというケースが多いと思われるが、ほかの部分の電子化しているのに、この部分だけ何でこんなに紙なのかという話は、特に法務省の案件はそういうのが多い。法務省の案件は裁判関係とかもそうだし、様々なものの中で、電子化が一番遅れていると私は認識している。それは人々の権利を確定する部分でもあるので、紙だ判子だという話になるし、自治体の発行する証明書だ、登記等も紙でこういうものを出すことという形になるのだと思うが、時代の流れからするとちょっと変なのではないかという認識をぜひお持ちいただきたい。不動産登記というのは、普通のサラリーマンであれば一生に1回やるかやらないかぐらいの世界なので、それ自体がものすごい国民にとって大きな負担かというのと、個々の人たちにとってはそうではないし、ビジネスにしている人たちというのは飯のタネなので、それはそれで、物すごく電子化しなければいけないかとなると、そういうものでもないのかもしれない。ただ、ほかの分野と比べると、ここの分野の遅れ方がとにかく激しいというのが、例えば海外、それこそソリトアニアであるとか、この種のをかなり電子化している国は多数あり、そういうも

のとの間での大きな差になっている。非常に古い仕組みが残っており、根底はどこにあるのかということ、最終的には登記のところにあるのだと思う。その部分を、これまでやってきたのだからこれでいいのだということなのか、地方税法第 422 条の 3 で言われていることを GSV でやっていないわけで、その部分を何とかしようということ、データを送るとするのは、何となく実際のこの種の制度のユーザーである国民のほうもあまり向いていない議論のような気がするので、最終的に、人々はどういうことを願っているのかと。そのために不動産の登記をどうすればいいのかということを検討したほうが、同じ検討の方向でもいいのではないかというのを、このお話をお聞きしていて非常に強く感じた。

(法務省) 不動産登記の分野も、もちろんオンラインの促進に取り組んでいるところであるが、確かに登記のプレーヤーというのは必ずしも個々の所有者ではなく、専門家が間に介在するケースが非常に多いというのは指摘のとおりであり、実際のところはそういった方が固定資産税の評価証明書を事前に取得し手続を円滑に進行していこうということが考えられているというのはそのとおりかと思う。自治体と法務局の間で、通知をオンラインで進めていく、これ自体は私どもはいいことだと思っており、進めていくわけだが、全体的に登記も含めてオンラインに対応するようにというのは、いろいろなところで指導いただいているので、引き続きそこは頑張っていきたいと思う。

(南雲参考人) 説明いただいた図の検討の方向性と右下にあるところを見ながら、少し疑問に思ったが、手続がメールか何かでオンライン化していくというイメージがあり、プロセス数が増えるとあまり意味がないのだと思う。それから、GSV ファイルが市役所から法務局に向かって行っているように見えるが、これも付け合わせのデータが後ろから流れてきて、そこでマニュアル操作が発生するようにも見えなくもなく、データが複数に割れてしまっていて、それがどっちが正しいのか分からない、いわゆるバージョンイシューなどと言うが、何となくこれはそういったことを呼び起こすというようなアーキテクチャになっているようにも見える。いわゆる紙ではなくて、メールないし何かオンライン化するというだけではなくて、プロセス数が減ることと、データのコピーが発生せず、データは 1 個しかなくて、それをみんなで共有するのだという発想に基づかないと、後々困るのではないかという気がする。もう一点、いわゆる不動産回りのデータが全部 1 つの世界を形成していくというところであって、初めてデジタル化が進むという表現になるのであって、一部だけ何か取り出して、そこをデジタル化したと言っても、社会全体でいうとあまり意味がないと思う。なので、発想するときに、どことどこをつないだデータの社会をつくるのかと。そのうちのどの部分を今、やっているのかというところの整理が前提にないと、長い目で見るとあまり生産性がないことになってしまうのではないかと思う。

(高橋部会長) 要するに、戦略性を持ってデータ化してくださいという話だと思う。そこについて、もう一回コメントをお願いします。

(法務省) いろいろな関係部局が分かれてしまっているのも必ずしも政府全体で戦略的に進んでいないように見えるのかもしれないし、そこは我々もよく考えて進めていきたいと思う。今回の取組に関して言えば、評価証明書を別途出すという形というよりは、手元にあるような固定資産税の課税明細書の活用もしながら、また、自治体と法務局の間では GSV データでの電子提供が進んでくれば、その活用も大きく開けてくるというところで、二重に何かやろうというよりは、本当はもちろん一気に進めたいところもあるが、少しずつ進めていきたいというところで考えている。そういう意味で、不合理なことにならないようにとは思っている。

(高橋部会長) 少なくとも市町村単位でオンライン化が進めば、その市町村は要らないということで取り扱っていただいて結構なのではないかと思うが、そこはいかがか。

(法務省) ある一つの市町村だけオンラインで、例えば、今来ているのでそこだけ対応するというのができるかということ、システムを変えて、オンラインで頂いたデータをシステムに取り込んで、それを登記の審査のときに使えるようにするという手間が必要となるが、今までは通知を頂くというよりはどちらかということ固定資産の評価証明書のほうで審査するという流れで来ていたので、なかなかシステム自体がそちらの方向にまだ対応できていない部分がある。必ずしも全国的に全部がそろわなければならないということまで述べるつもりもないが、まだ数で言うとオンラインのものは非常に少ないところであり、そのようなものが広がってきたら、もうそれだけでいいのではないかという話ではできると思っており、そういう意味で、システム対応は、ある程度数がそろってこないといけない部分もあるかなとは考えている。

(高橋部会長) そちら辺の工程表を明示していただきたい。また、明細書の活用を進めるにあたり、法務省は、全ての登記所に徹底しているということでもよろしいですね。ローカルルールはないと。

(法務省) それは分かっているところ。登記所において理解していると思う。

- (高橋部会長) 不動産業者にそういうパンフレットを配るとか、そういうもののお考えはないか。
- (法務省) 結局のところ、登記との関係だけでいえば代理人申請がほとんどであり、司法書士が介在する。そういう意味では、司法書士が明細書でもいいのですよという部分を認識すればいい。ただ、私の考えるところでは、司法書士もほとんどの方はそれを了解されていると思うが、そういった司法書士の方々へ、改めて理解いただくということはあるかも分からない。固定資産の評価証明書自体が登記だけのために取得されているのかという点については、私どももよく分からないところはある。
- (高橋部会長) 分かりました。実態調査をしていただくということですね。環境改善策について、これは連絡会議みたいなものを行っているというお話、成長戦略フォローアップでやっていくという話、検討を進めていくという話が1次回答であった。
- (法務省) そちらの関係では進めていくつもりですので、やる方向です。
- (岩下参考人) 司法書士さんが承知しているであろうという話は、司法書士によるが、司法書士がこれでいいはずだみたいな話をあまり信じては駄目だと思う。本当にこれでいいですと言わないと、あの人たちは堅い商売なので、物すごく安全側に倒す習性があるから、司法書士がこれで活用することが分かっているはずですよというようにどんなに言われても、多くの司法書士は、そんなことは全く考えていないと思う。
- (法務省) そういう意味では使えますというレベルの問題と、取引を実際に進めるに当たって、どの書類が確度が高い、あるいは安全だと思うかというところには差があるのかも分からない。今、言われたのはそういう話で、私どもとしては、出していただく書類はどれでもいいですということであるが、もしかすると司法書士は、その中であったらこれで評価証明書のほうがいいのではないかとされているのかも分からない。
- (伊藤構成員) 今の点、どれでもいいということになると、結局提案団体を含めて自治体側の事務負担は減らない。提案団体の神戸市は、証明書の発行自体は年間9万4000件あって、そのうちの不動産登記に関わるものが5万6000件ということで、相当の部分占めている。6割ぐらい占めているということで、その負担が相当大きい。むしろ、証明書は使わないという方針を全国の法務局なり司法書士会なり、あるいは国交省と協力して不動産業者も含めて徹底していただくということにはできないのか。
- (法務省) 私どもとしては、不動産登記の局面でどうするかというところであり、評価証明書の発行自体という話になると、どちらかという総務省とかと話をさせていただかないと、荷が重いかないところがある。
- (伊藤構成員) 登記の場面ではもう使わないと。書面でやるのであれば明細書を使うという方向で一本化しないと、結局は全国の司法書士に相談すると、やはり評価証明書のほうが取りやすいよねということになると全然運用が変わらないので、そこは提案団体の要求どおりに、方向性として明確にしていきたいという趣旨である。
- (法務省) そういう意味では、限定するというところかと思うが、限定するとなると利便性を損なう部分もあるので、検討は必要かなとは現時点で思う。
- (大橋部会長代理) 地方税法第422条の3の規定で、やっていないところが4割、紙が3割、ウェブ3割という数字を聞き、法文上は通知しなければならないことになっているので、それに合わせた実態をつくって行って、それをオンラインのほうに進めるというのを、地方税部局と法務局、両方で進めていくということをやらないと、ここは生命線のような気もするので、ここのシステムを大事にしてもらいたいと思う。
- (法務省) そこはまさに大橋先生がおっしゃるとおりで、オンライン化を進めて、拡大推進をまさに考えているところである。なお、割合としては、6割、2割、2割、やっていないところが6割である。
- (高橋部会長) 要は、自治体の負担を考えれば、登記だけで済むようなものについては明細書が望ましいという通知をしていただくとありがたい。要するに、ほかに使うのであればまたちょっと話は別だということがある。よって、これだけに使うのであれば、自治体の負担等を考えれば、課税明細書のほうが望ましいという通知をしていただく。それを司法書士に徹底していただくことがありがたいということだと思う。そこはそういうことをお願いできるか。
- (法務省) 今、趣旨を承りましたので、検討する。

<通番34: 心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認方法の見直し(総務省、厚生労働省)>

- (高橋部会長) 共済制度のリスクを分散するために、保険制度を作っているということだと思うが、全ての加入者情報まで機構が把握しなければいけないのか。そして、それを心身障害者扶養保険約款で義務付けていると

というのは、保険の制度としてもかなり過大な内容になっていると思うがいかがか。

(厚生労働省) 全ての共済の加入者のということではなく、受給者の現況ということでお願いをしているものである。

共済制度の根拠になっている各自治体の条例で、年に1回、現況届を出すことが受給者に義務付けられている。そういった仕組みを通じて、自治体で把握をしているものについて、国の保険制度の中で、現況届と添付書類である住民票の写しを機構に提出するよう、保険契約の中で定まっている。

(高橋部会長) これでは一々添付書類を機構に出さなければいけない。リスク分散の制度において、細かく受給者情報を把握しなければいけないという点が、過大な負担なのではないかという話である。

(岩下参考人) 愛媛県からの提案によれば、過大な事務負担に加えて、年間10件程度、死亡届の提出が遅れることによる過払い金等が発生しているという話がある。

そういう意味では、もちろん、独立行政法人と国というのは位置付け的に全然違うものであり、受給者の情報を簡単には共有できない部分があるが、似たような仕組みで、日本年金機構との間で情報を共有している事例はあるので、仕組み的には、社会保障を独立行政法人が担うという意味で、特に問題のない位置付けのように思う。先程の説明を聞くと、そのような必要はないものだと聞こえたが、WAMIに共有するなど、両者の間で情報をやり取りするということの可能性はないのか。

(厚生労働省) 国民年金、厚生年金といった公的年金の場合には、これはまさに国が保険者という立場に立って運営している制度である。

したがって、先程の受給者の状況とか、国は保険者という立場で、その保険者の事務を行う日本年金機構でそういったものを調べるといったこともやっているが、今、問題になっている扶養共済の制度は、あくまでも都道府県や指定都市という自治体が保険者という立場で行っているものである。福祉医療機構は、それを再保険する立場ということで、一見似ているように見えるが、国自身が保険者になっている制度と、自治体が保険者になっている制度というところは決定的に違うと思っている。

(南雲参考人) いわゆる現行の法制度の解釈という意味で言えば、説明のとおりとは思いますが、デジタルテクノロジーが発達した時代で、全く同じ前提を解釈し続けることが本当に社会的な善なのかというところは疑問に感じている。特に心身障害者というところ、SDGsでも誰一人取り残さないということで、デジタルデバイドを起こす例ではないという大前提がある世の中になったときに、住民票の写しを必要とする、しかも、紙で必要とするようなことだとすると、これは時代に合っていないのではないかという気がする。

最終受益者のオプトインが取れるのであるならば、これはオンラインで全て確認ができるというような制度設計に移行するという時代に入っているだろうと思うし、海外ではそういう事例が多くなっているのではないか。

現行制度の解釈論ではなく、今のデジタルテクノロジーを使ったら何ができるのかという思考に入るべきではないか。

(厚生労働省) 極力オンラインで確認できるようにすべきという点自体について異論はない。住基ネットを使って確認できる場合には、添付書類を省略できるようにするという形を取っているのも、そういったオンライン時代というものを反映して、年金受給者がわざわざ住民票の写しを紙で取ってくるという負担を減らすためにやっている措置であると思っている。

(高橋部会長) それでは、なぜ、県内や団体内の受給者だけ住基ネットで確認した場合に添付書類の省略を可能にしているのか。

(厚生労働省) そこは、住基ネットの仕組みの上での一定の制約があると理解している。

(総務省) この例で言うと、県内の事務のためにやるということなので、県外に出てしまった人については検索できないというのは、住基法の規定の中で決まっている。

その場合に、例えば他自治体から受給者の本人確認情報を受けるということになると、住民基本台帳法の第30条の13又は第30条の14の規定に基づいて、情報を提供する側の地方団体の条例に必要な事項が定められている必要があるということで、提供する側が条例を規定する必要がある。

この仕組みの中で考えるとすると、全国で同じように条例を作るということにすれば、道がないわけではないと思うが、そのようにすることが要請の趣旨に合っているかどうかは分からない。求められているのは住基ネットを使うということではないかと思うので、その辺りをどのように考えるかというものはある。

(高橋部会長) 一つの方策として、そういうことを標準条例に書くということではできないのか。標準条例で書け

ば、各自治体がその標準条例に従って条例を定めるわけである。そういう形で定めれば、提供可能か。
(総務省) その事務についての考えがあって、そうした条例を定めるということは、全く不可能だということではないと思う。

もちろん、一般的な標準条例のようなものを作ることはできないが、個別の事務について、条例準則を示すということは、あり得る方法だと思うが、それに従って各団体が作るかどうかという問題もあると思う。

(高橋部会長) そういうやり方は可能か。

(総務省) こういうものについては情報提供しますというのを各団体が条例で定めれば、できない方法ではないと思う。

(厚生労働省) この共済制度について、基本的な実施主体は都道府県と指定都市なので、47プラス指定都市を加えても100に満たない数というところではあるかと思うが、業務の実態として、都道府県からいろいろな事務を個別に県内の市町村に委任をしているようなケースも多々見受けられるとは聞いている。

そういう意味で言うと、そういった条例を互いに整備していただくということを想定した場合に、かなりの数の自治体でそれをお互いにやっていただくということが必要になると思う。

(高橋部会長) 心身障害者扶養保険約款で義務付けられているのだから、条例準則で示せば、再保険を引き受けてもらうために、自治体は条例を整備することも考えられるのではないか。

それを厚労省がフォローアップしていただければいいと思う。一つの手段として、そういうことがあるのではないかという検討をお願いしたいということである。

(厚生労働省) 今、ここで判断できることではないが、先程総務省の説明の中でも、技術的に不可能なことではないということだったと思うので、そういう方法があり得るのかどうかというところについて、総務省と相談をしながら、精査したいと思う。

(高橋部会長) 再保険の制度においてこれだけの受給者情報を全て一人一人について要求するというのは制度の在り方として過大ではないかと思う。再保険を引き受けるための基盤という点で言うと、例えば受給者数とか、ある種の運営の方法だけ各年度に概括状況を報告してもらえ良い。健全な共済制度の運用の在り方として、再保険機関としてチェックするには十分だと思う。一々、受給者の現況を要求する、かつ心身障害者扶養保険約款で要求するというのは過大である。それだけのことを把握する必要があるとの判断があるのであれば、機構の事務として実施していただくことが重要なのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 再保険の中で、届けの様式の中で、一人一人の方の住所まで書いていただくということまでは求めている。住民票の写しがあるときには、それを添付していただくという形にしている。

そもそも、そういった形で保険制度の中でそういうことをお願いしているのは、もともとこの扶養共済というのが財政基盤として非常に脆弱なものであって、そういう脆弱性を抱えている仕組みを何とか存続させていくということをやっていく上で、各共済制度の実施者の都道府県、指定都市に、この共済制度の適正な運営をやっていただくために、都道府県等で年金受給者の状況を適正に確認したということを福祉医療機構でも把握するために、住民票の写しの添付まで求めているということである。

どこかの自治体で、その事務というものがきちんと行われずに、仮に不正受給というものが非常に増えてしまったという状況が生じたりすると、その不正受給が再保険を通じて全国の自治体に影響してくるので、そういったことを防ぐ上からも、福祉医療機構でそういった書類の添付をお願いしてきたということである。

(大橋部会長代理) そもそも、この情報がいらないと整理できるのであればありがたいが、どうしてもこれが必要ということであれば、先程、部会長が発言したような条例を組み合わせるような仕組みもあるかもしれない。

率直に思うのは、住基ネットを使って請求するに値するだけの事務がここにあるのだということを法律に規定すればよいのではないか。実施主体が地方公共団体であるとしても、このシステムの中のサブシステムに、福祉医療機構を使って、全国展開していて、その情報を使うニーズがこれだけ全国的にあって、住基ネットを使用するだけの公益性があるのであれば、どこかの法律に規定すればよいのではないかと思うが、いかがか。

(厚生労働省) 法律論としてどうなのかコメントし難いが、私どもが所管している何かの法律の中に、今発言されたようなことを何か書くというのは難しい。

(大橋部会長代理) 事務の所管ということの他に、現代行政では情報自体の利活用や流通に関しての事務が新しく出てきており、それは今までの権限を持っているところの実施主体がどこだというような話とはまた別に組み立てることはできる話である。そういう条文を置いていただければ、住基ネットの利用が拒まれるものでは

ないと思うし、法律でそういうことがきちんと位置付けられたものであれば、システム上も、個人情報問題の上でも、何の憂いもない。

それが今はっきりしないので、逆に、地方公共団体が条例を相互に整備することができればいいが、制度が複雑になるので、そうであれば法律で規定していただければいいわけで、実施主体が地方公共団体であるというのは、障害にはならないと思う。

(厚生労働省) 私どもとして、今それについてコメントするのは難しい。

再保険ということをやるとしては、過大な事務を課しているのではないかという問題意識が提案者にもあるということも考えたときに、それぞれの共済の実施者としての事務は適正に行っていたらかなければいけない。それを大前提とした上で、機構で都道府県との間の保険約款の中で求めているような事務について、全体の適正な事務遂行を阻害しない範囲で、何かしら事務の軽減ということができないのかどうかということところは、考える余地があるのかも分からないし、今後検討することもできるのかもしれないと思っている。

(高橋部会長) 制度の運営のために機構が必要なのであれば、機構自身の事務として受け止めていただきたい。そこを法律で位置付けるという方策もあるのではないか。

3つぐらい検討の選択肢があるため、それを検討していただきたい。

(厚生労働省) それぞれの条例で定めていただくということが一つあったかと思う。

それから、法律というところについては、少なくとも私どもが所管している法律の中でそれを規定するのはなかなか難しいのではなかろうかと思う。その上で、どのようなやり方があり得るのかということところを総務省とも相談ということになると思う。

(大橋部会長代理) 今まではこういう仕組みはなかったので、新しい仕組みが出てきたときには、それに沿ったシステムの在り方もあるため、従前の法制的な仕組みの中で乗るか乗らないかという話にとどめてしまうと、こういう新しい問題は解決しないのではないか。

(高橋部会長) 住基ネットを使って機構が現況を確認するというのは、重い負担なのか。どの程度、機構の負担になるのか。

(厚生労働省) 負担になるという意味でいうと、機構はそんなに潤沢な事務体制を備えているわけではないので、それはそれで大きな負担だろうとは思う。

ただ、事務負担が大きいかどうかという問題以前に、どうしても条例に基づいて自治体が保険者という立場でやるものなのか、年金のように、国が保険者という立場でやるものなのかということところに根本的な違いがあると思うので、そこは乗り越えられないものだと思う。

(高橋部会長) 現況確認は再保険事務としてやっているため、まさに機構の事務なのではないか。

(厚生労働省) 再保険事業の中で出してくださいと言っているのは、機構が自治体に対して出してくださいと言っているのである。そうであるが、もともと現況届は、一人一人の受給者の方々に自治体に出していただくものである。そういった形で出していただいているものを、機構に集めて出してくださいと言っているのである。なので、現況届というのは、それぞれの条例に基づいて受給者から出していただいているものである。

(大橋部会長代理) 条例に基づいて出してもらっているにしても、新しい仕組みができていの中で、県外の受給者の情報を取得できずに困っている場合には、条例でできているシステムを法が支援するというところで、支援すればよいのではないか。

(厚生労働省) それは、機構が再保険をやる立場とは違う仕事を新たにまた始めるということなので、次元の違う問題だと思う。

(大橋部会長代理) 実際にこれだけ普及した仕組みが現行制度としてあり、社会的なニーズや問題が顕在化しているため、所管官庁からすると、一つの課題だと思うわけである。

そのときに、解決できる方法があるのであれば、条文で規定するというのも、選択肢の一つだと思う。

(高橋部会長) 住民票の写しを添付させるというのは再保険の事務ではないか。

(厚生労働省) いえ、違う。もともと住民票の写しの添付を求めているのは、それぞれの自治体の条例の規定の中で、現況届の添付書類として住民票を付けてくださいということを定めている。

(高橋部会長) それを機構に提出するのではないか。その事務はまさに再保険の事務になっている。

(厚生労働省) 自治体から機構にもらうのは再保険である。

(高橋部会長) それを機構が必要とするというのは再保険の事務であるため、その部分を検討していただきたい。

(厚生労働省) 再保険の中でやっている仕事について何か事務を軽減する余地がないかどうかということところは、

検討してみる余地があるのではないかとことを申し上げた。
(高橋部会長) ぜひ、そういう方向で検討していただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)